

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2025年4月1日
(第19期) 至 2026年3月31日

特種東海製紙株式会社

(E00691)

第19期（自2025年4月1日 至2026年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2026年6月24日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

特種東海製紙株式会社

目 次

頁

第19期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	5
第2	【事業の状況】	7
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2	【サステナビリティに関する考え方及び取組】	12
3	【事業等のリスク】	18
4	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	20
5	【重要な契約等】	24
6	【研究開発活動】	25
第3	【設備の状況】	26
1	【設備投資等の概要】	26
2	【主要な設備の状況】	26
3	【設備の新設、除却等の計画】	28
第4	【提出会社の状況】	29
1	【株式等の状況】	29
2	【自己株式の取得等の状況】	51
3	【配当政策】	52
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
5	【従業員の状況等】	74
第5	【経理の状況】	77
1	【連結財務諸表等】	78
2	【財務諸表等】	130
第6	【提出会社の株式事務の概要】	145
第7	【提出会社の参考情報】	146
1	【提出会社の親会社等の情報】	146
2	【その他の参考情報】	146
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	147

監査報告書

2026年3月連結会計年度	巻末
2026年3月事業年度	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第19期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 木村 隆志
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【電話番号】	0547(36)5157
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 中畠 清
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目8番2号 鉄鋼ビルディング
【電話番号】	03(5219)1810
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 中畠 清
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	80,711	84,130	86,517	94,800	95,413
経常利益 (百万円)	5,733	4,058	6,188	6,227	5,728
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,251	4,130	4,590	3,607	4,368
包括利益 (百万円)	4,619	2,787	6,532	4,182	7,004
純資産額 (百万円)	78,562	78,576	83,927	85,834	90,102
総資産額 (百万円)	125,430	123,347	132,978	139,436	141,310
1株当たり純資産額 (円)	1,960.42	2,020.64	2,172.29	2,253.87	2,390.32
1株当たり当期純利益 (円)	132.03	115.17	129.32	102.51	125.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	131.51	114.77	128.84	102.13	124.49
自己資本比率 (%)	57.5	58.5	57.8	56.3	58.9
自己資本利益率 (%)	7.2	5.7	6.2	4.6	5.4
株価収益率 (倍)	8.00	8.51	10.34	11.40	12.81
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,579	2,582	11,397	8,773	9,894
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,701	△1,149	△6,101	△9,366	△7,921
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,422	△3,180	△2,582	△1,495	△5,486
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,722	9,974	12,687	10,599	7,085
従業員数 (名)	1,537	1,506	1,750	1,863	1,873
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(286)	(306)	(331)	(358)	(381)

(注) 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月	2026年 3月
売上高 (百万円)	21,947	21,324	21,266	21,994	20,691
経常利益 (百万円)	4,777	2,430	2,851	4,919	3,530
当期純利益 (百万円)	4,664	3,050	2,197	3,690	3,121
資本金 (百万円)	11,485	11,485	11,485	11,485	11,485
発行済株式総数 (千株)	14,900	13,300	13,300	13,000	39,000
純資産額 (百万円)	59,106	57,979	60,013	61,322	65,215
総資産額 (百万円)	74,240	75,314	79,622	84,441	87,823
1株当たり純資産額 (円)	1,601.99	1,621.22	1,691.92	1,755.70	1,866.76
1株当たり配当額 (円)	120.00	100.00	120.00	120.00	97.00
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(50.00)	(50.00)	(50.00)	(60.00)	(65.00)
1株当たり当期純利益 (円)	117.27	85.05	61.90	104.87	89.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	116.81	84.75	61.67	104.48	88.98
自己資本比率 (%)	79.4	76.8	75.2	72.5	74.1
自己資本利益率 (%)	7.8	5.2	3.7	6.1	4.9
株価収益率 (倍)	9.0	11.5	21.6	11.1	17.9
配当性向 (%)	34.1	39.2	64.6	38.1	60.1
従業員数 (名)	480	479	480	424	429
(外、平均臨時雇用者数) (名)	(53)	(57)	(57)	(39)	(34)
株主総利回り (%)	67.1	64.9	89.3	81.4	111.4
(比較指標：同業他社平均) (%)	(88.8)	(96.1)	(141.0)	(119.0)	(141.0)
最高株価 (円)	4,910	3,550	4,225	4,035	1,718 (4,875)
最低株価 (円)	3,000	2,716	2,837	3,255	1,438 (3,075)

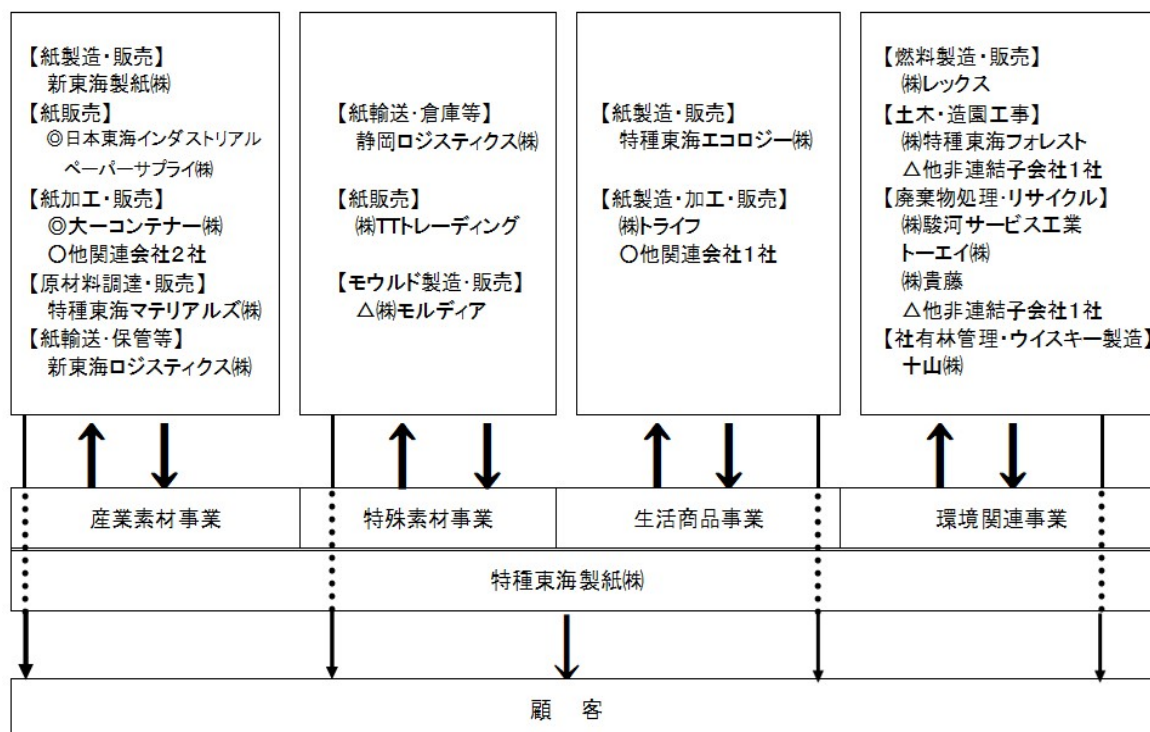
- (注) 1 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2 当事業年度（第19期）の1株当たり配当額97.00円は、1株当たり中間配当額65.00円と1株当たり期末配当額32.00円の合計です。2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、1株当たり中間配当額65.00円は株式分割前、1株当たり期末配当額32.00円は株式分割後の金額となります。
- 3 第19期の1株当たり配当額97.00円のうち、期末配当額32.00円については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
- 4 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第19期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
2006年11月	特種製紙㈱及び東海パルプ㈱（以下、「両社」）が、共同持株会社となる特種東海ホールディングス㈱（以下、「当社」）の設立に関する基本合意書を締結。
2006年12月	両社取締役会で当社設立を決議。
2007年2月	両社臨時株主総会において当社設立を承認。
2007年3月	両社上場廃止。
2007年4月	当社設立。 東京証券取引所第一部に株式を上場。
2007年6月	三菱商事株式会社を引受人として、第三者割当増資による新株式発行。
2007年6月	当社及び特種製紙㈱は、王子製紙株式会社及び王子特殊紙株式会社と「戦略的提携の検討開始および資本提携に関する覚書」を締結。
2007年7月	当社及び特種製紙㈱並びに東海パルプ㈱は、日清紡株式会社と特殊紙分野及び家庭紙分野における事業提携に関し合意。
2007年10月	㈱東海フォレスト（現・連結子会社）が、㈱白峰商會を吸収合併。
2008年1月	明治製紙㈱（現・連結子会社）が、久保田製紙㈱を吸収合併。
2010年1月	㈱テック東海が、東海物流システム㈱を吸収合併し、商号を㈱テクノサポート（現・連結子会社）に変更。
2010年4月	当社が、特種製紙㈱及び東海パルプ㈱を吸収合併。
2010年4月	特種ロジスティクス㈱が、静岡物流㈱を吸収合併し、商号を静岡ロジスティクス㈱（現・連結子会社）に変更。
2010年7月	当社の商号を特種東海製紙㈱に変更。
2012年2月	㈱竹尾の株式を追加取得し、当社の持分法適用関連会社となる。
2012年3月	大一コンテナ㈱の株式の一部を譲渡（連結子会社から持分法適用関連会社へ変更）。
2013年8月	当社は、大王製紙株式会社と「業務及び資本提携に関する覚書」を締結。
2016年4月	新東海製紙㈱（現・連結子会社）設立。
2016年5月	㈱竹尾の株式の一部を譲渡（持分法適用関連会社から外れる）。
2016年10月	新東海製紙㈱が、当社島田工場を吸収分割により承継。
2016年10月	日本製紙株式会社の子会社である日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱（現・持分法適用関連会社）が、当社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における販売機能に関して有する権利義務を吸収分割により承継。
2017年11月	新東海ロジスティクス㈱（現・連結子会社）が、㈱TOSロジスティクスを吸収合併。
2020年1月	㈱駿河サービス工業の発行済全株式を取得し子会社化。
2020年4月	㈱トライフ（現・連結子会社）が、特種メーテル㈱を吸収合併。
2020年4月	当社の井川社有林等に関わる事業を新設分割により十山㈱（現・連結子会社）を設立。
2021年4月	当社は、上六印刷株式会社及び株式会社名古屋モールドとの合弁会社㈱モルディアを設立。
2021年8月	㈱駿河サービス工業（現・連結子会社）が、湘南商事㈱を吸収合併。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所第一部からプライム市場に移行。
2023年4月	トーエイホールディングス㈱の発行済株式を取得し子会社化。
2023年4月	本社事務所を東京都千代田区へ移転。
2024年4月	㈱貴藤ホールディングスの発行済全株式を取得し子会社化。
2024年8月	㈱貴藤（現・連結子会社）が、㈱貴藤ホールディングスを吸収合併。
2024年11月	トーエイ㈱（現・連結子会社）が、トーエイホールディングス㈱を吸収合併。
2025年11月	㈱特種東海フォレスト㈱（現・連結子会社）が、㈱フジエダロードの発行済全株式を取得し子会社化。
2026年4月	当社が、㈱TTトレーディングを吸収合併。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び子会社、関連会社）は、当社（特種東海製紙㈱）、子会社16社及び関連会社5社で構成され、紙パルプの製造・販売に関する事業を主に行っており、さらに紙加工や土木・造園工事、廃棄物処理などの事業を行っております。当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は次の通りであります。



無印…連結子会社 △…非連結子会社

◎…関連会社で持分法適用会社 ○…関連会社で持分法非適用会社

[産業素材事業]

当社が紙の販売及び売電をするほか、新東海製紙㈱が紙パルプの製造・販売を、特種東海マテリアルズ㈱が紙原料の供給を、新東海ロジスティクス㈱が紙製品の輸送・保管等を、関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

[特殊素材事業]

当社が紙の製造・販売をするほか、㈱TTトレーディングが紙の販売を、静岡ロジスティクス㈱が紙製品を保管する倉庫業及び紙製品の輸送を、㈱モルディアがモールドの製造・販売を行っております。

なお、当社は2026年4月1日付にて、㈱TTトレーディングを吸収合併しております。

[生活商品事業]

㈱トライフ・関連会社1社が紙の製造・加工・販売を、特種東海エコロジー㈱が紙の製造・販売を行っております。

[環境関連事業]

㈱レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売を、㈱特種東海フォレスト・子会社1社が土木・造園工事を、㈱駿河サービス工業・トーエイ㈱・㈱貴藤・子会社1社が廃棄物の収集運搬・処分・リサイクルを、十山㈱が社有林管理・ウイスキー製造を行っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 新東海製紙㈱ (注) 2、4	静岡県島田市	3,135	産業素材事業	65.0	当社が紙製品を 購入 資金援助あり
特種東海マテリアルズ㈱ (注) 3	静岡県島田市	70	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社子会社が 原材料を購入
新東海ロジスティクス㈱ (注) 3	静岡県島田市	32	産業素材事業	100.0 (100.0)	当社子会社が 工場諸作業等 を委託
㈱T T トレーディング (注) 2、6	東京都千代田区	50	特殊素材事業	100.0	当社が紙製品 を販売
静岡ロジスティクス㈱	静岡県駿東郡 長泉町	20	特殊素材事業	100.0	当社が製品輸送 ・保管を委託
特種東海エコロジー㈱ (注) 2	静岡県富士市	200	生活商品事業	100.0	当社が商品等を 販売
㈱トライフ (注) 2、5	静岡県島田市	400	生活商品事業	100.0	当社が商品等を 販売
㈱レックス	静岡県島田市	30	環境関連事業	100.0	当社および当社 子会社が燃料を 購入
㈱特種東海フォレスト	静岡県島田市	100	環境関連事業	100.0	当社子会社が 土木・造園工事 及び山林事業を 委託 資金援助あり
㈱駿河サービス工業 (注) 2	静岡県御殿場市	30	環境関連事業	100.0	当社子会社が 原材料を購入 資金援助あり
十山㈱ (注) 7	静岡県静岡市 葵区	90	環境関連事業	100.0	山林事業等を 当社子会社に 委託 資金援助あり
トーエイ㈱ (注) 2	愛知県知多郡 東浦町	50	環境関連事業	100.0	当社子会社が 原材料を購入
㈱貴藤 (注) 2	東京都昭島市	50	環境関連事業	100.0	当社子会社が 原材料を購入
(持分法適用関連会社) 大一コンテナー㈱	静岡県島田市	125	産業素材事業	30.0	当社子会社が 紙製品を購入
日本東海インダストリアル ルーパーサプライ㈱	東京都千代田区	350	産業素材事業	35.0	当社子会社が 紙製品を販売

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. 新東海製紙㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	39,602 百万円
(2) 経常利益	561
(3) 当期純利益	363
(4) 純資産額	17,386
(5) 総資産額	50,568

5. ㈱トライフについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	13,250 百万円
(2) 経常利益	264
(3) 当期純利益	206
(4) 純資産額	4,286
(5) 総資産額	11,315

6. 当社は、2026年4月1日付にて、㈱T Tトレーディングを吸収合併しております。

7. 債務超過会社で、債務超過の額は2026年3月末時点で462百万円となっております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

当社グループは、従来から一貫して経営理念を「ユニークで存在感のある企業集団として、社会と環境に貢献する」と定め、「技術と信頼で顧客と共に未来をひらく オンリーワンビジネス企業」を目指すべき企業像としております。株主を中心とし、従業員、取引先、地域社会、環境面での様々なステークホルダーからの信頼を得ると共に、持続可能な社会実現への貢献を通じて当社グループの企業価値の向上を追求することをもって経営方針としております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが経営上の目標の達成状況を判断する客観的な指標としては、収益稼得水準の観点から持分法による投資損益等を反映した経常利益を最も重視しており、株主に対する還元の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益についても重要視しております。加えて、中長期目標達成、及びPBRの改善に向けては、今まで以上に資本コスト・資本収益性を意識した経営を実践するため、グループ全体ではROEを重要管理指標とし、セグメント単位では投下資本に対する収益性の向上を目指すため、セグメント別でのROIC管理の導入を進めます。セグメント配下の事業会社単位（又は事業単位）では、事業資産に対する収益性の向上を目指すためROAで管理を行い、低稼働資産等の圧縮に取組むとともに、事業会社（又は事業）についてポートフォリオの入替を検討してまいります。

(3) 中長期的な経営戦略

当社グループは、長期目標として「ビジョン2035」を策定し、2034年度での経常利益130億円、ROE9.0%以上の達成を掲げております。この目標達成に向けて、外部環境の変化に対応した紙製品構成へ移行し成熟市場での存在感を高めながら、再資源化ビジネスを中心に成長投資を積極的に行い、新領域への参入により事業規模を拡大させてまいります。

2026年4月～2029年3月を対象期間とする第7次中期経営計画においては、製紙事業と環境関連事業の両輪での成長を実現するべく、製紙事業においては現在キャッシュを獲得している既存領域に対して、出版系の縮小や原料調達難など想定される外部環境の変化へ対応するため、製品構成のアップデート・生産効率化・販売方法の多角化などを実施し、収益の安定化を図りながら、7次中計期間までに探索・開拓をしてきた電材等の成長市場へアプローチを継続し、収益をけん引する製品群の創出を目指します。また環境関連事業においては廃棄物燃料や家電・小型家電リサイクル、再生プラスチックなど既存の再資源化ビジネスの基盤強化を行いつつ、M&A・アライアンスを含む新規事業への参入を複数件実施し、リターンの一部摘み取りと中長期的な収益規模の拡大を目指します。これらを推進することで、第7次中期経営計画の全社KGIとした経常利益80億円、ROE7.0%以上の達成を目指しております。

	経常利益	ROE
2026年3月期実績	57億円	5.4%
第7次中期経営計画目標値	80億円	7.0%以上

(4) 経営環境

①企業構造

当社は、2010年、特種製紙株式会社と東海パルプ株式会社を吸収合併することで設立され、製紙業においては「産業素材事業」「特殊素材事業」「生活商品事業」、製紙業以外においては成長が見込まれる「環境関連事業」によって構成されております。また、横の連携も円滑に行うことを目的とした“事業本部制”を採用することにより、各セグメントが持つ技術や生産力をより相乗的に発揮できるように運営を行っております。

「産業素材事業」は、段ボール原紙やクラフト紙等の産業用紙事業において日本製紙株式会社と合併事業を行っており、当事業の売上については、その大半が持分法適用会社である日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社向けのものであります。したがって、当事業の業績は主に持分法利益の取り込みにより経常利益に反映されることとなります。

「特殊素材事業」は、ファンシーペーパー等の特殊印刷用紙及び特殊機能紙など高付加価値製品の製造・販売を行っており、事業の主体は特種東海製紙本体となります。

「生活商品事業」は、子会社2社により構成されており、業務用ペーパータオルや食材紙、トイレトペーパーといった衛生用紙、ラミネート紙及びコート紙の製造・販売を行っております。

「環境関連事業」は、当社保有の南アルプス社有林の有効活用を目的とした自然環境活用事業、当社サプライチェーンを起点としたリサイクルビジネスの拡大を目的とした資源再活用事業によって構成され、当社グループ成長の要として更なる拡大を進めてまいりたい事業分野であります。

以上のように、規模の経済が働く事業分野においては他企業との合弁事業にて、独自の強みを活かすことのできる「多品種・小ロット・高付加価値」事業である特殊素材事業については、特種東海製紙本体により事業を推進、他のセグメントについては基本的に子会社による事業展開を行う体制を採っており、この事業本部制は適切に機能していると判断しております。

②市場環境・顧客動向

a. 産業素材事業

当事業においては、段ボール等包装材に用いられる段ボール原紙、クラフト紙の製造を行っております。産業用包装素材の需要については国内の物価高による買い控え等の影響はあるものの堅調な通販需要等により今後も底堅いものと認識しております。

b. 特殊素材事業

当事業においては、出版向けやハイエンドパッケージ向け特殊印刷用紙、製品ごとに異なるユーザー・用途が存在する特殊機能紙等、小ロット多品種・高付加価値を特徴とする製品の製造・販売を行っております。従来からのデジタル化の影響により、出版や商業印刷物向け等情報伝達媒体として使用される紙については市場が縮小傾向にありますが、脱・減プラスチックの流れによりパッケージ用途の需要は底堅い他、特殊機能紙における海外向け一部製品についても引き続き堅調な需要を見込んでおります。

c. 生活商品事業

当事業においては、ペーパータオルやトイレトペーパー等の衛生用紙、及びラミネート紙等加工品の製造・販売を行っております。衛生用紙につきましては生活必需品であることから堅調な需要を見込んでおりますが、紙加工品は一般消費の減退により減少傾向にあります。

d. 環境関連事業

当事業においては、南アルプス社有林の自然価値を活かす取り組みの一環としてウイスキー製造を行うと共に、廃プラスチックを主たる材料とする固形燃料（RPF）の製造販売や産業廃棄物の中間処理、廃家電の再資源化（都市鉱山事業）、廃プラスチックの再生原料化等、幅広いリサイクルビジネスを展開しております。リサイクルビジネスにつきましては、中長期的には国内外の社会課題解決に向けた動きとともに、環境負荷低減を目指した資源リサイクルの活動は重要性を増し、関連する事業のニーズは今まで以上に伸びるものと認識しております。

③競合他社の状況

当社グループは事業セグメントごとに異なった競合他社が多数存在します。

製紙3事業においては、総需要に対して生産能力が超過気味であり、業界全体での競争は厳しさを増しているということが共通認識となっております。そのような状況の中では、比較優位にある分野で如何に差別化された製品とサービスの提供が行えるかが極めて重要な要素になると認識しております。

環境関連事業のうち資源再活用事業においては化石燃料価格の高騰及び脱炭素化の社会的背景に伴い廃棄物燃料のニーズが高まりつつあることから、固形燃料の主材料である廃プラスチック等の集荷面で競合が強まりつつあります。こうした中、物流を考慮した同業との連携を図ると共に、M&A等による集荷エリア拡大に取り組んでいくことが重要であると認識しております。

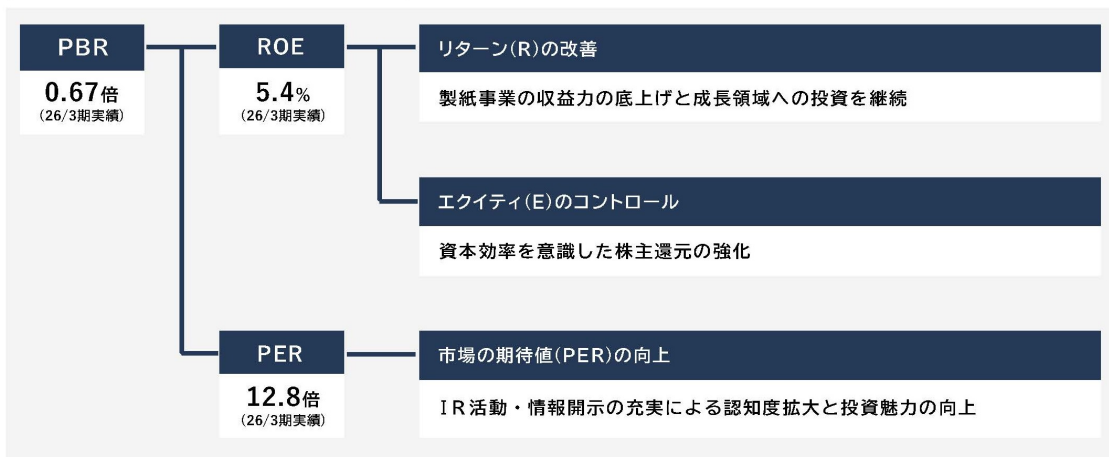
(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

①資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

a. 現状分析・評価

当社グループは、利益貢献度と市場成長性から投下資本に傾斜をかけるポートフォリオ・マネジメントを基本方針とする第6次中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）において、リサイクルの高度化をはじめとする各種戦略を実行してまいりました。その結果、2ヵ年連続での経常利益の最高値更新など堅調に業績を推移させた一方、成長・拡販施策の遅れなどにより営業利益、経常利益における最終年度目標は未達となりました。また、ROEは依然として推定株主資本コスト9.0%を劣後する状況であり、これによりPBR1.0倍割れが継続していると認識しております。PBR1.0倍の早期実現に向けて、資本収益性の改善と市場からの期待値の向上、両方の課題へ取り組んでまいります。

(下図)PBR1.0倍の早期実現に向けた施策

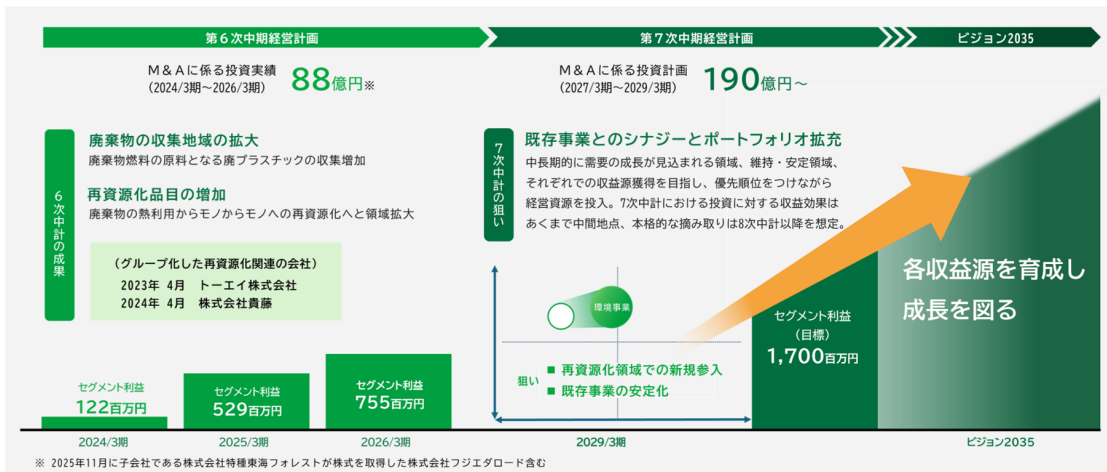


b. 資本収益性改善への取組み

第6次中期経営計画までの進捗と課題を踏まえ、長期ビジョンの見直しおよび第7次中期経営計画の策定を行いました。9年間の長期計画である「ビジョン2035」における最初の3ヵ年である第7次中期経営計画（2027年3月期～2029年3月期）については、株主資本コストを上回る収益水準に向けた基礎固めの期間と位置づけ、既存事業の安定化を図りつつ、再資源化ビジネスを中心に新規領域・新事業へ参入することで中長期的な収益源の獲得を図ってまいります。

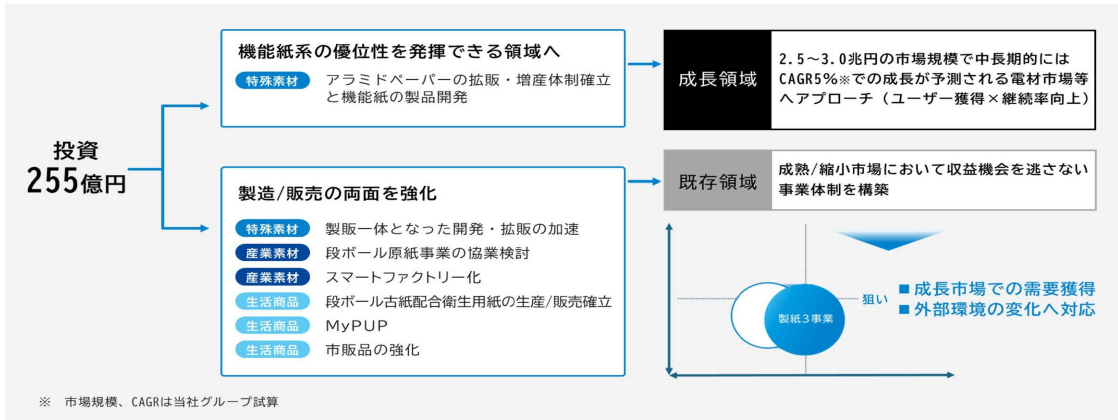
成長エンジンである再資源化ビジネスでは、廃棄物燃料や家電・小型家電リサイクル・再生プラスチックなど既存ビジネスの基盤強化を行いつつ、M&A・アライアンスを含む新規事業への参入を複数件実施し、リターンの一部摘み取り、および中長期的な収益規模拡大を目指してまいります。

(下図)再資源化ビジネスの戦略



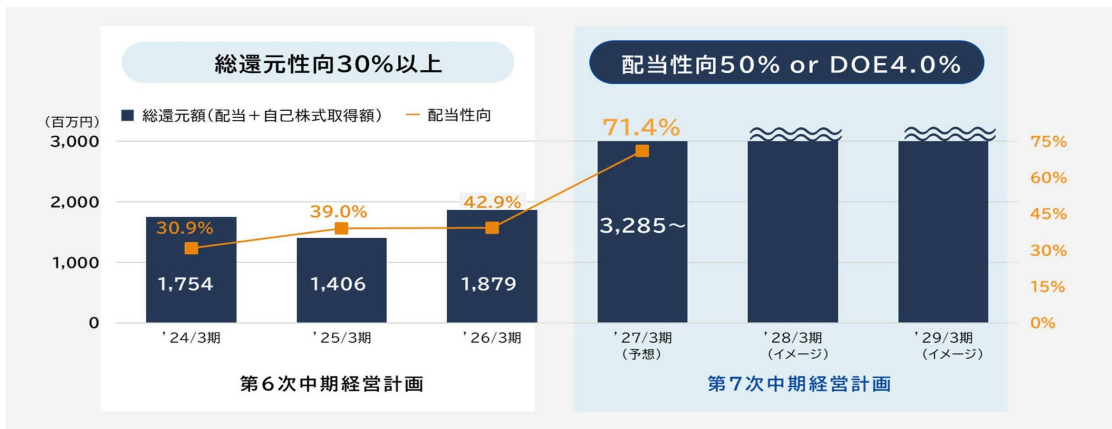
製紙3事業では、出版系の縮小や原料調達難など想定される外部環境の変化へ対応するため、製品構成のアップデート・生産効率化・販売方法の多角化などを実施し、既存ビジネスの収益安定化を図りながら、中計期間までに探索・開拓をしてきた電材等成長市場へアプローチを継続し、新規に収益をけん引する事業創出を目指してまいります。

(下図)製紙3事業の戦略



こうした取組みにおいて成長投資を積極化させるとともに、資本効率を意識した施策として7次中期経営計画の3カ年においては「配当性向50%またはDOE（株主資本配当率）4.0%のうち還元額が高い方」を基準として還元を行うことを基本方針とし、機動的な自己株式の取得と併せて株主還元についても強化していく所存です。

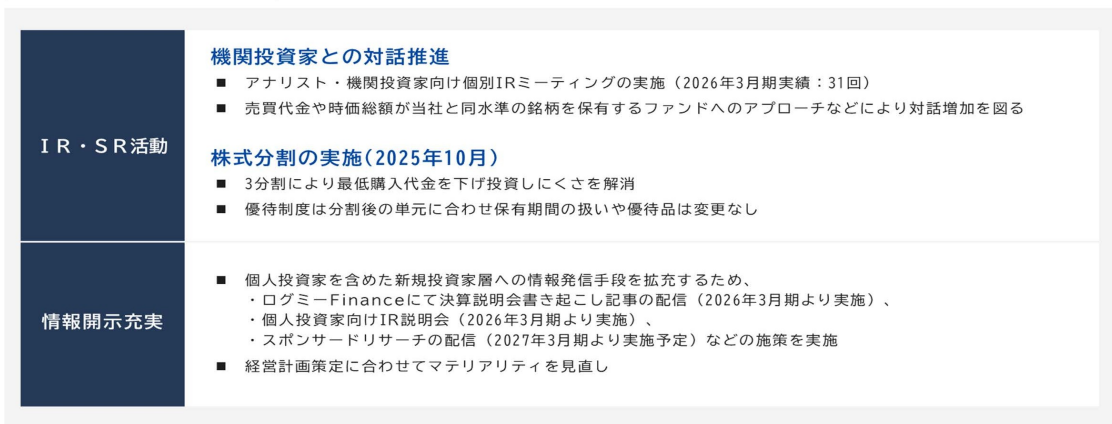
(下図)株主還元の推移



c. 市場評価向上への取組み

市場の期待値（PER）を向上させていくため、売買代金の改善や株主資本コスト低減を意識したIR活動・情報開示の充実を継続し、認知度の拡大と投資魅力度の向上を図ってまいります。

(下図)株価適正化への取組み



②原燃料価格の高騰

急速に変化する地政学的リスクと昨今の為替相場の動向から、日本企業の原燃料調達に係る不確実性が高まっております。その結果、パルプをはじめとする各種原燃料価格の高騰が進んでおり、当社グループの製紙業全般にとって利益圧迫要因及びリスクとなっていることから、当社グループはこれを対処すべき課題として認識しております。

当社グループはこの課題に対応するため、燃料調達構造の見直しや分散化等業務プロセスを全社的に見直すとともに、徹底した経費削減及び原価低減努力、製品価格の適正化等体質強化を実施し、不確実性が高い事業環境において収益の改善・安定化を図ってまいります。

③持続可能な社会に向けた対応

当社グループは、カーボンニュートラルをはじめとした持続可能な社会に向けた取り組み、およびそれに関わる情報開示の充実を対処すべき課題として認識しております。使用エネルギーの効率化や化石燃料からの転換（島田工場での新バイオマスボイラー設置計画：2027年10月完工予定）といった生産活動におけるGHG削減の取り組みや、井川社有林における「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（自然共生サイト）」の認定取得（2023年10月）など、地球環境との共生に向けた企業活動を実施しています。また、環境・社会への貢献と当社グループの持続的成長のつながりを明確にするため、長期ビジョンの見直しに併せてマテリアリティの改定を行いました。今後も、当社グループの活動への理解を深めていただけるよう、統合報告書をはじめとする財務・非財務情報の開示充実に努めてまいります。

(下図)見直し後のマテリアリティ

マテリアリティ（重要課題）		背景		影響	
		機会	リスク	財務財務	社会環境
戦略的マテリアリティ 長期目標に向けた経営戦略に直結するマテリアリティ	再資源化ビジネス領域の拡大	既存の事業や経営資本を活かし事業領域を拡張することでグループの競争優位性を獲得する機会	事業開発の停滞により外部環境の変化に乗り遅れ成長性が低下するリスク	○	○
	顧客体験価値に資する製品・サービスの提供	市場環境や消費者の変化を取り込むことで事業ポートフォリオを強化させる機会	市場ニーズと研究開発の方向性の不一致による成長機会の逸失リスク	○	○
	価値創造に挑戦する人材づくり	従業員ひとりひとりのスキルが向上し、グループの成長をけん引するイノベーションが創発される機会	必要人材を確保できず成長施策や事業継続が困難化するリスク	○	
基盤マテリアリティ 戦略的マテリアリティに取り組みうえて経営の基盤となるマテリアリティ	気候変動問題への対応	低炭素操業を活かした渉外活動により、企業価値を向上させる機会	（移行）法規制の厳格化に伴い対応コストが増加、新たに発生するリスク（物理）異常気象・災害の甚大化・頻発化による事業被害のリスク		○
	グループ・ガバナンスの強化	強固なガバナンス体制を確立し、適切な意思決定を行うことで成長に向けた基盤を確固たるものにする機会	法令違反、コンプライアンス違反により、ステークホルダーからの信用を失うリスク	○	

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティに関する考え方

当社グループは、持続可能な社会実現へ貢献すると共に企業価値を永続的に向上させていくため、「自然との共生」「社会・文化発展への貢献」「ステークホルダーとの信頼関係」、この3軸で構成される特種東海製紙グループサステナビリティ基本方針を制定しております。前回のマテリアリティ策定から約5年が経過し経営環境が変化していることを踏まえ、長期ビジョンの見直し及び第7次中期経営計画の策定に併せ、事業戦略と連動する形でマテリアリティの見直しを実施しました。経営計画に直結する「戦略的マテリアリティ」、戦略的マテリアリティに取り組むうえでの基盤となる「基盤マテリアリティ」に区分し、各課題における機会とリスクを併記するとともに、将来財務と社会環境、どちらへ影響を与える課題なのかを整理することで、ダブルマテリアリティの視点を取り入れております。以下に示す5つのマテリアリティの改善・解決に向けた企業活動を実施していくことで、社会・環境との共生を果たし、当社グループが成長し続けられるよう努めてまいります。

マテリアリティ		背景		影響	
		機会	リスク	将来財務	社会環境
戦略的	再資源化ビジネス領域の拡大	既存の事業や経営資本を活かし事業領域を拡張することでグループの競争優位性を獲得する機会	事業開発の停滞により外部環境の変化に乗り遅れ成長性が低下するリスク	○	○
	顧客体験価値に資する製品・サービスの提供	市場環境や消費者の変化を取り込むことで事業ポートフォリオを強化させる機会	市場ニーズと研究開発の方向性の不一致による成長機会の逸失リスク	○	○
	価値創造に挑戦する人財づくり	従業員ひとりひとりのスキルが向上し、グループの成長をけん引するイノベーションが創発される機会	必要人材を確保できず成長施策や事業継続が困難化するリスク	○	
基盤	気候変動問題への対応	低炭素操業を活かした渉外活動により、企業価値を向上させる機会	(移行) 法規制の厳格化に伴い対応コストが増加、新たに発生するリスク (物理) 異常気象・災害の甚大化・頻繁化による事業被害のリスク		○
	グループ・ガバナンスの強化	強固なガバナンス体制を確立し、適切な意思決定を行うことで成長に向けた基盤を確固たるものにする機会	法令違反、コンプライアンス違反により、ステークホルダーからの信用を失うリスク	○	

(2) サステナビリティに関する取組

①ガバナンス

グループ全体の広報活動等を統括するIR・広報部がサステナビリティに係る各課題への対応を担当しております。IR・広報部では、各事業本部との対話によってリスクや機会、対応策等の妥当性や重要性の検証を行うと共に、担当役員を通じて検討結果に基づく方針や重要事項について取締役会へ付議・報告を行うこととしております。

当社グループのガバナンス体制及びサステナビリティに係る役割は以下のとおりであります。なお、コーポレート・ガバナンスの体制図につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

取締役会	サステナビリティ全般課題にかかる評価、審議、監督および承認 気候変動リスクの対応策、機会追求施策についての承認
サステナビリティ担当 役員	サステナビリティ全般課題にかかる業務遂行における統括
IR・広報部	サステナビリティ全般課題にかかる戦略、管理運用方針の立案および改変提案 気候変動リスク、機会等の項目および対応策についてのヒアリング (各事業本部の担当部門との対話) TCFD、TNFD提言に沿った開示情報の検討・とりまとめ
リスク管理委員会	気候変動リスクを含めたリスクアセスメントのレビュー、指導
各事業本部	気候変動課題等も含めたリスクアセスメントの実行 気候変動課題等にかかる収益機会の認識と改変提案 対応策（投資等）の付議と実行
経営企画本部	リスク管理委員会の総括管理 リスク、機会の影響度の検討 気候変動課題にかかる戦略の協議、情報の共有

②戦略

i. 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への対応

当社グループは2022年2月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言へ賛同、同年6月にはTCFDフレームワークに準じた情報開示を行いました。シナリオ分析にあたっては、IPCCやIEAのレポート等に示されている情報を参照し、以下に示す2つのシナリオを設定いたしました。

- 4℃シナリオ＝現状のまま何もしない状況で推移した場合の2030～2050年ごろの状況
- 2℃シナリオ＝2050年カーボンニュートラルに向けて法規制等も強化された場合の2030年ごろの状況

設定したシナリオに基づき、社会・経済情勢や自然的状況の変化を予測するとともに、当社グループの主要事業におけるリスク・機会を可能な限り洗い出し、このうち事業への影響が大きいと想定される事項を抽出・整理いたしました。また、重要なリスクと機会については、その一部について財務的インパクトの算定に向けた検討に着手し、社内での議論を進めております。

株主・投資家等ステークホルダーとのエンゲージメント強化のため、開示情報の更なる充実に努めてまいります。

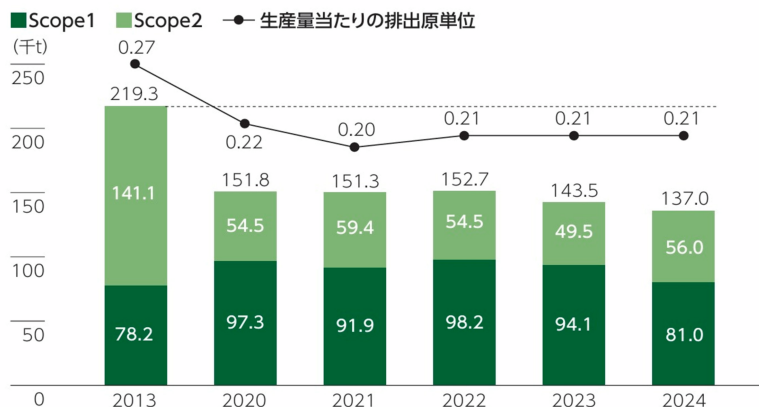
		<想定される事象>	<事業への影響>	産業 特殊 生活 環境			<考えられる対応策>	
4℃ シナリオ	物理的 リスク	台風や集中豪雨等による自然災害の多発	洪水被害に伴う操業停止	●	●	●	●	BCPや災害対策の強化
			供給網の寸断等に伴う原燃料調達コストの増大	●	●	●	○	複数購買や代替品の検討
		冬季における温水の慢性化	用水の利用制限に伴う操業停止	●		●	○	水循環利用体制の構築
		森林火災の増加	供給量の減少に伴うバルブ調達コストの増大		●			複数購買や代替品の検討
2℃ シナリオ	移行 リスク	炭素税や排出権取引の制度化(義務化)	炭素税等の追加コスト発生に伴う営業利益の減少	●	●	●	△	2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップに基づくGHG排出量の削減
		バリューチェーンを通じた省エネの推進	化石燃料単価の上昇に伴う製造・販売費の増大	○	●		△	共同配送やモーダルシフト、EVTラック導入等の検討
		電力会社の再生可能エネルギーへの転換	電力単価の上昇に伴う製造費の増大	●	●	○	△	非化石エネルギーによる自家発電の検討・設備導入
		脱炭素社会への移行に伴う原燃料の調達難	原燃料価格の上昇に伴う製造費の増大	●	●	○	△	原料の歩留改善、省エネの推進、未利用資源の活用
	収益 機会	サーキュラーエコノミー(循環経済)の進展による再生利用率の向上	再生素材・エネルギー等の販売による売上高の増加				●	非化石燃料・廃棄物燃料事業の強化
		セルロース系素材ニーズの高まり	包装材等の販売による売上高の増加		●	○		ニーズに対応した新製品開発、量産体制の構築
		電気自動車(EV)の普及、蓄電池需要の増加	電池用部材の売上高増加		●			研究開発の継続、販売促進および増産体制の構築
		森林資源の保全と有効利用	森林の適正な保全による炭素税負担の軽減				●	生物多様性保全を基本とした生態系サービス(調整機能)の維持・向上によるCO ₂ 吸収源対策の推進

注) 表中記号は事業影響の重要度を示す ●:大 ○:中 △:小

ii. 化石エネルギー起源CO₂排出量の削減

当社グループでは、生産活動の効率化や化石燃料からの転換といったCO₂排出量の削減対策に取り組んできました。この結果、主要な生産4社におけるCO₂排出量は、直近3カ年は横ばい傾向にあるものの2024年度のCO₂排出量は2013年度比で約37.5%の削減となりました。

CO₂総排出量(Scope1,2)



注) 2025年度のデータについては集計中のため2024年度を最新データとして掲載

以上のように、現時点においても低炭素操業を実現できているものと認識しておりますが、これを更に推進するため、エネルギー起源CO₂排出量を2030年度までに2013年度比で38%削減、2050年度までにCO₂排出量ネットゼロを目指すロードマップを掲げております。2030年度目標の設定にあたっては、日本国が掲げる2013年度比▲46%のうちの産業部門に求める目標値▲38%に準拠すると共に、各事業本部より施策を抽出し2030年度のCO₂の削減予測を算定いたしました。かねてより推進してまいりました省エネルギー化を継続すると共に、再生可能エネルギーの利用を拡大することで低炭素社会実現への貢献を目指してまいります。

iii. 人材の育成及び社内環境の整備

a. 人材育成方針及び社内環境整備方針

当社グループは、社会・環境課題のソリューション・パートナーを目指すビジョン2035の実現に向け、人材を最も重要な財産と位置付けております。

2008年に制定した人事基本方針においても、従業員一人ひとりとの信頼関係を基盤とし、全従業員が高いモチベーションを維持しながら活躍できる環境整備と、会社の持続的な成長を支える組織風土の醸成を掲げており、これらの考え方を人材育成及び社内環境整備の基本としております。

これらの戦略を推進するため、「能動性」「専門性」「国際性」「多様性」を備えた人材の育成を目指すとともに、従業員一人ひとりが高いエンゲージメントのもと主体的に挑戦できる組織づくりを進めております。

人材育成面では、自律的なキャリア形成支援、専門人材及びグローバル人材の育成並びに多様な人材の活躍推進に取り組んでおります。

また、社内環境面では、安全衛生、健康経営及びエンゲージメント向上に取り組み、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境整備を進めております。

これらの取組みを通じて、事業ポートフォリオの変革と持続的な成長を支える人材基盤の構築を目指しております。

b. 人材育成方針に基づく取組

(能動性を備えた人材の育成)

従業員一人ひとりが主体的にキャリアを形成し、自ら挑戦する風土の醸成を目的として、キャリアプラン制度を導入しております。目指すキャリアや働き方について上司との対話を通じて中長期的な計画を策定し、教育研修、ジョブローテーション及び配置等に反映しております。

また、社内公募制度、留学派遣制度及び公的資格取得奨励制度等を運用し、従業員の自律的なキャリア形成を支援しております。

(専門性を備えた人材の育成)

事業ポートフォリオの変革や環境関連分野の拡大を支えるため、専門人材の採用及び育成を強化しております。

キャリア採用の拡大に加え、高度な専門性を有する人材を評価するエキスパート職を設けるなど、リスキリングや教育研修を通じて専門性の向上を支援しております。また、直近では、資格選任手当の導入等を通じて専門性の発揮を促進しております。

(国際性を備えた人材の育成)

海外事業の展開及びグローバルな事業環境への対応に向け、国際的な視野や語学力を有する人材の育成に取り組んでおります。

(多様な人材の活躍推進)

多様な価値観や経験を持つ人材が能力を最大限発揮できる組織づくりを目指し、DE&Iを重要な経営課題の一つとして位置付けております。

ダイバーシティ推進チームが主体となり、女性活躍推進に加え、グループ全体への取組みの拡大、多様な人材の管理職登用に向けた風土醸成、社外との交流促進及び従業員間のコミュニケーション活性化等に取り組んでおります。

また、ダイバーシティ推進チームについて、より多様な視点を施策に反映するため、外国籍従業員やシニア人材を含む体制へ見直しを行っております。

c. 社内環境整備方針

社内環境整備方針として「『明るく生き生き働ける会社』『安全で安心して働ける会社』を目指し、安全第一を最優先として位置付け、労働災害の撲滅と心身の健康維持増進を達成するため、一人ひとりが快適で働きやすい職場づくりを進める」を定め、安全衛生、ワークライフバランス、エンゲージメントの向上の取り組みを推進しております。

d. 社内環境整備方針に基づく取組

(安全衛生の取組)

「安全衛生年次方針」を定め、この方針を元に各事業所において具体的な取組みを実施しております。「安全」については、「危険の特定と低減対策の実施」及び「ルールの順守と危険感受性の向上」、「衛生」については、「心身の健康状態の把握と維持改善の習慣作り」を掲げており、リスクアセスメント活動や安全体感機等を用いた安全教育、生活習慣病予防対策の啓発等に取り組んでおります。

(健康経営の推進)

「従業員一人ひとりが心身ともに健康で安心して働ける会社を目指し、積極的に健康経営に取り組めます」と宣言し、各事業所の安全衛生部門が人事教育部門や健康保険組合と連携して、「健康維持増進」、「疾病予防」、「メンタルヘルス対策」、「働き方改革」の各種施策を実施しております。また、健康保険組合が導入し

た健康増進アプリの活用を通じて、従業員自らが健康づくりを実践できる環境づくりを進めております。

(従業員エンゲージメント向上)

従業員一人ひとりが誇りとやりがいを持ち、主体的に挑戦できる組織づくりを目指しております。そのため、エンゲージメントサーベイを定期的実施し、組織課題の把握及び各種施策の改善に取り組んでおります。

経営層との信頼関係や上司・同僚との関係がエンゲージメントを支える重要な要素であるとの認識のもと、心理的安全性の向上を図りながら、上司・同僚間のコミュニケーション活性化を図るとともに、企業理念やビジョンへの理解促進に取り組んでおります。

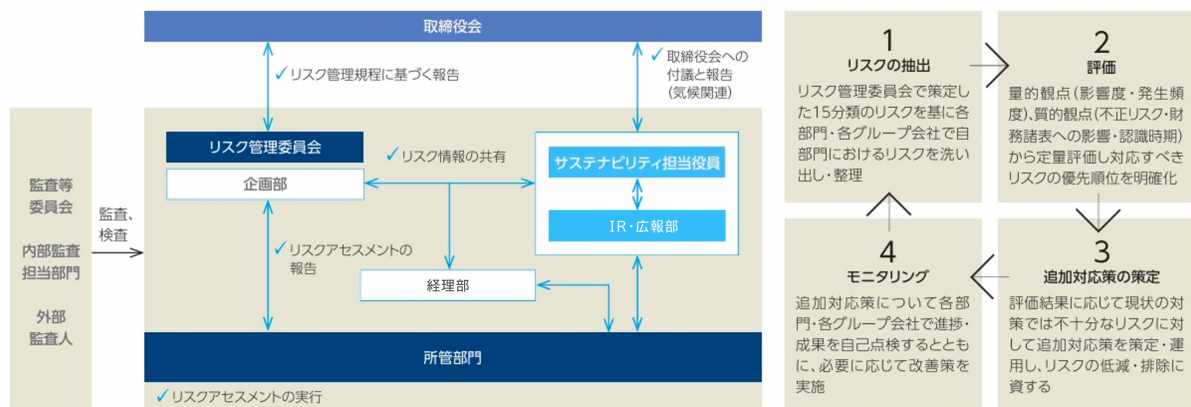
さらに、フレックスタイム制度のコアタイム廃止やハイブリッド型勤務の導入など、多様な働き方を支援する制度の整備を進めております。

③ リスクマネジメント

リスクマネジメントを経営戦略に不可欠なものとして位置づけ、2018年にリスク管理規程に基づく「リスク管理マニュアル」を制定、グループ全社・全部門を対象としたリスクアセスメントを年1回実施しています。リスクアセスメントでは、所管部門ごとにリスク洗い出しと対応策を設定、これをモニタリングするとともに、リスク管理委員会での定期的なレビューを踏まえた施策の見直しや監査等委員会、内部監査担当部門、外部監査人による監査・検査を実施しています。

サステナビリティに係るものを含むリスク及び機会の管理体制につきましては、所管部門およびグループ会社自らが評価、重要度の高いリスク及び機会への対応策を検討・実行することにより、リスクの低減及び機会創出に努めてまいります。

リスクマネジメントの体制とプロセス



④指標と目標

項目	指標	目標値	実績
気候変動問題への対応	生産活動に伴うCO ₂ 排出量の削減(SCOPE 1, 2)	化石エネルギー起源CO ₂ を2013年度比38%削減(2030年度)	37.5%削減(2024年度)
女性活躍の推進 (注) 1	女性のキャリア形成の支援	管理職及び管理職候補者層における女性比率10% (2025年度)	11.6% (2025年度)

- (注)
1. 当該指標と目標の対象範囲は提出会社単体であります。
 2. 女性活躍の推進にあたっては、拠点や事業内容等によって人的資本に関する状況や適切な戦略が異なることから、女性活躍推進法等に基づき各グループ会社で施策を実施しております。以上の理由から連結会社ベースでの開示が困難であるため、提出会社単体ベースでの開示を行っております。
 3. 女性活躍の推進の指標につきましては、上記「女性キャリア形成の支援」の他に「女性の職域拡大」「柔軟な働き方に資する制度の利用率向上」を掲げ各種取組みを進めております。
 4. 女性活躍の推進の対象は提出会社原籍者とし、他社への出向者を含み、他社からの出向者を除きます。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、リスク管理の体制については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載しております。

(1) 需要及び市況の変動

当社グループは、事業セグメントごとに異なったリスクがあるものと認識しております。

①産業素材事業

段ボール原紙及びクラフト紙等を扱う産業素材事業においては、経済環境の悪化に伴って物流活動が急激に停滞した場合、また、悪天候により農産物の収穫量・流通量が著しく低下した場合、産業用包装材の需要が減少し、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、さらなる低コスト・高能率の生産体制確立に努めてまいります。

②特殊素材事業

特殊印刷用紙及び特殊機能紙等を扱う特殊素材事業においては、デジタル化の進展やそれに伴う出版部数の減少等の影響により情報伝達媒体としての紙需要は縮小傾向にあります。また、製品ごとに異なるユーザー・用途が存在する製品群においては、社会潮流の変化により用途そのものが消滅することで製品への需要も急減し、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、生産体制の集約・効率化を図っていくとともに、引き続き潜在的ニーズを追求し、製品構成の入れ替えに努めてまいります。

③生活商品事業

ペーパータオルやトイレットペーパー等を扱う生活商品事業においては、供給過多や価格競争等市況が変動しやすく、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、製品のさらなる品質向上を推進すると共に、ネットワークの強化に努めてまいります。

④環境関連事業

環境関連事業に含まれる資源再活用事業につきましては、脱化石燃料への社会的背景から今後も旺盛な需要を見込んでおりますが、一方で廃棄物燃料へのニーズが急速に高まることで廃棄物集荷における競争が激化した場合、当事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、物流を考慮した同業との連携を図ると共に、M&A等による集荷エリア拡大に取り組んでまいります。

(2) 原燃料価格の変動

製紙3事業においては多量の原燃料を使用するため、その事業の主たる原料価格に変動があった場合、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。また、原燃料の輸入取引について為替変動リスクを負っており、主として米ドルに対して円安が生じた場合、業績に負の影響を与える可能性があります。

産業素材事業において主たる原料である段古紙の価格は、中国およびASEAN諸国をはじめとした海外情勢の影響を受けやすくなっております。したがって、海外情勢に著しい変化があった場合、調達価格が高騰し、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。

生活商品事業において使用する上質の古紙の価格は、ペーパーレス化の進展に伴い、年々その発生量が減少し、古紙需給の影響を受けやすい状況となっております。したがって、更なるペーパーレス化の進展により、上質の古紙の発生量が減少した場合、調達価格が高騰し、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。

古紙の調達価格上昇リスクについては、運送費のより安価な近場からの安定調達に注力するとともに、長年の取引関係を勘案した安定調達先の確保に努め、さらに段古紙については、日本製紙株式会社との共同調達の実施などにより対応しております。

特殊素材事業において多量に使用するパルプについては、その多くを諸外国から調達していることから、主として米ドルに対する為替変動リスクを負っております。また、パルプ生産国における経済活動の変容や世界的な需要の高まり等、海外市況の影響により調達価格が高騰することで、当該事業の業績に負の影響を与える可能性があります。当該リスクへの対応としては、調達先を国内外で多様化するとともに、各取引先との良好な関係づくりに注力してお

ります。

(3) 取引先の信用リスク

当社グループの取引先の経営状況が、市場の変動や業界再編成等により財務上の問題に直面した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性については、現時点では確認しておりませんが、各事業本部が密に連携し、一層の管理体制強化を図ってまいります。

(4) 資金調達

資金調達については、現状の経済情勢下においては重大なリスクはないものと認識しておりますが、金融市場の混乱や当社に対する信用が著しく損なわれる事象が発生した場合、資金調達が困難になる可能性があると考えております。当該リスクが顕在化する可能性は現時点では認識しておりませんが、金融機関との良好な取引関係の構築及び資金管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 法的規制

製造販売業務を主体とする当社グループにつきましては、環境規制に加えて、労働安全衛生法、製造物責任法、知的財産権に関する規制等の様々な法規制の適用を受けております。このため、これらの規制の改定等に対応することや、これらの規制に関連した訴訟等を受けることにより、事業活動の制限、高額な費用負担や環境対策設備の設置等コストの増加につながることもあり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクへの対応について、当社グループでは常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、常に法令遵守を念頭に置いた経営管理に努めるとともに環境関連の法改正及び環境保全に係る社会的要請の動向を引き続き注視してまいります。

(6) 災害や感染症及び事故による影響

当社グループは、製造ラインの突発的な中断による潜在的なマイナス影響を最小限にするため、定期的な予防保全を行っております。また、災害事故等不測の事態発生に備え、影響を最小限にするための教育・訓練等を実施しており、特に地震対策については、当社内に緊急時の対応組織を設け、臨機応変に対応することにしております。しかし、これらの影響を完全に防止または軽減できる保証はありません。また、当社グループの工場及び施設の多くは静岡県にあり、大規模な地震やその他の操業を中断する事象が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、従業員が重大な感染症に罹患した場合、従業員及びその家族への感染拡大を防ぐため、工場の操業を停止する可能性があり、停止の期間やその範囲は想定しておりません。先般の新型コロナウイルスの世界的な拡大を受け、当社グループでは、リモートワークの導入をはじめとした社内施策を講じ感染防止に努めております。

(7) 環境の激変に伴う所有資産価値の変動

①投資有価証券の減損に係るリスク

当社グループは、市場価格のない株式等以外の有価証券を保有しておりますが、時価が著しく下落した場合には、取得原価と時価との差額を当該期の損失とすることとなり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②固定資産の減損に係るリスク

当社グループは、製紙業に係る生産設備等の多くの有形固定資産を有しております。「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に伴い、時価の下落や当該資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの状況によっては減損処理が必要な場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③のれんの減損に係るリスク

当社グループは、第13期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）に株式会社駿河サービス工業、第17期連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）にトーエイホールディングス株式会社、第18期連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）に株式会社貴藤ホールディングスを連結子会社化したことに伴い、のれんを計上しております。当該のれんにつきましては、事業価値及びシナジー効果が発現された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、景気変動等の影響により収益性が低下した場合には、減損損失計上により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における当社グループの事業環境は、企業業績の改善や株高による市場への期待が高まり、設備投資の増加、雇用・所得環境の改善が続く等、景気は緩やかな回復傾向が続きました。一方、ウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化等により、地政学リスクがさらに高まり、加えて資源価格の高騰による物価上昇の影響等もあり、先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは第6次中期経営計画（2023年度から2025年度の3ヶ年計画）の最終年度を迎え、増加する原材料コスト負担に対し価格改定に取り組むとともに、事業ポートフォリオの変革を目指して、今後成長が見込まれる環境関連事業のリサイクルビジネスの更なる拡大に注力してまいりました。2025年5月には連結子会社のトーエイ株式会社の株式を追加取得し、同社を完全子会社としております。

a. 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,873百万円増加し、141,310百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,394百万円減少し、51,208百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ4,267百万円増加し、90,102百万円となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高95,413百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益4,296百万円（前年同期比9.4%増）、経常利益5,728百万円（前年同期比8.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4,368百万円（前年同期比21.1%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

1) 産業素材事業

主力製品である段ボール原紙及びクラフト紙につきましては、日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社向けの売上が低調に推移したことで販売数量は前年同期を下回りましたが、電力販売を行っております赤松水力発電所につきましては、前年同期の設備トラブルによる停止の影響の反動により売上は前年同期を上回りました。

この結果、当セグメントの売上高は44,467百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は1,169百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

2) 特殊素材事業

特殊印刷用紙につきましては、前年第3四半期に価格改定を実施し、販売単価が上昇すると共に、海外向けファンシーペーパーの拡販に努めましたが、国内向けの需要減少による影響が大きく、売上高は前年同期を下回りました。また、特殊機能紙につきましては、需要の増加が見込まれる製品の拡販に努めましたが、情報用紙の需要減少に加えて、海外向け一部製品の需要が第2四半期から第3四半期にかけて調整局面に入り、売上高は前年同期を下回りました。

利益面につきましては、売上高の減少に加えて原材料コストが上昇し、前年同期比で減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は20,288百万円（前年同期比5.5%減）、営業利益は1,494百万円（前年同期比8.8%減）となりました。

3) 生活商品事業

トイレットペーパーにつきましては、原材料他コスト上昇局面が続いておりますが、製品価格の改定と業務用製品の安定した需要により増収増益となりました。ペーパータオル、ラミネート等の加工品につきましては、販売数量は前年を下回ったものの価格改定が浸透したこともあり増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は18,993百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は798百万円（前年同期比49.8%増）となりました。

4) 環境関連事業

自然環境活用分野につきましては、十山株式会社のウイスキー販売が堅調に推移したこと、株式会社特種東海フォレストの建設事業の完成高が前年同期を上回ったこと等により増収増益となりました。また、資源再活用分野につきましては、前期に子会社化し前第2四半期より損益を連結した株式会社貴藤が売上高に寄与したこと等により増収増益となりました。なお、株式会社貴藤は決算期変更に伴い当連結会計年度は14ヶ月の変則決算となっております。

この結果、当セグメントの売上高は18,089百万円（前年同期比7.8%増）、営業利益は755百万円（前年同期比42.7%増）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は7,085百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,513百万円の減少となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は9,894百万円となり、前連結会計年度に比べ1,121百万円の増加となりました。主な内訳は、税金等調整前当期純利益6,226百万円、減価償却費6,607百万円、法人税等の支払額2,096百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は7,921百万円となり、前連結会計年度に比べ1,444百万円の減少となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出8,237百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は5,486百万円となり、前連結会計年度に比べ3,990百万円の増加となりました。主な内訳は、長期借入れによる収入3,900百万円、長期借入金の返済による支出5,943百万円、配当金の支払額1,452百万円であります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高（百万円）	前年同期比（%）
産業素材事業	48,156	0.2
特殊素材事業	18,889	4.2
生活商品事業	17,004	4.5
環境関連事業	1,697	6.7
合計	85,749	2.0

（注）1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっており、自社利用分も含まれております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
環境関連事業	4,989	39.0	3,141	32.9
合計	4,989	39.0	3,141	32.9

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 受注実績は、建築土木工事について記載しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（百万円）	前年同期比（％）
産業素材事業	41,867	△0.5
特殊素材事業	19,762	△5.0
生活商品事業	18,781	1.7
環境関連事業	15,002	11.5
合計	95,413	0.6

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	販売高(百万円)	割合(％)	販売高(百万円)	割合(％)
日本東海インダストリアル ペーパーサプライ株式会社	36,058	38.0	35,808	37.5

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、141,310百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,873百万円の増加となりました。主な要因は、投資有価証券の増加によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は、51,208百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,394百万円の減少となりました。主な要因は、有利子負債の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、90,102百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,267百万円の増加となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加によるものであります。自己資本比率は58.9％となり、前連結会計年度末に比べて2.6ポイント上昇しました。

2) 経営成績

(売上高)

当連結会計年度の売上高は95,413百万円となり、前連結会計年度に比べて612百万円(0.6%増)の増加となりました。セグメントごとの売上高につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(売上総利益)

当連結会計年度の売上総利益は13,669百万円となり、前連結会計年度に比べて966百万円(7.6%増)の増加となりました。これは主に、売上高が増加したことによるものであります。

(営業利益)

当連結会計年度の営業利益は4,296百万円となり、前連結会計年度に比べて368百万円(9.4%増)の増加となりました。これは主に、売上総利益が増加したことによるものであります。

(経常利益)

当連結会計年度の経常利益は5,728百万円となり、前連結会計年度に比べて498百万円(8.0%減)の減少となりました。これは主に、持分法による投資利益が減少したことによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は4,368百万円となり、前連結会計年度に比べて760百万円(21.1%増)の増加となりました。これは主に、特別損失が減少したことによるものであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループが経営上の目標の達成状況を判断する客観的な指標としては、収益稼得水準の観点から持分法による投資損益等を反映した経常利益を最も重視しており、株主に対する還元の基本となる親会社株主に帰属する当期純利益についても重要視しております。加えて、中長期目標達成、及びPBRの改善に向けては、今まで以上に資本コスト・資本収益性を意識した経営を実践するため、グループ全体ではROEを重要管理指標とし、セグメント単位では投下資本に対する収益性の向上を目指すため、セグメント別でのROIC管理の導入を進めます。セグメント配下の事業会社単位(又は事業単位)では、事業資産に対する収益性の向上を目指すためROAで管理を行い、低稼働資産等の圧縮に取り組むとともに、事業会社(又は事業)についてポートフォリオの入替を検討してまいります。

当連結会計年度における経常利益は57億円、ROEは5.4%となりました。第7次中期経営計画を推進することで、引き続き当該指標の改善に邁進していく所存でございます。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

また、資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

(資金需要)

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、運転資金需要と投資資金需要の二つがあります。運転資金需要の主なものは原材料及び商品仕入れ、製造費や販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、投資資金需要の主なものは維持更新投資、エネルギー関連投資、研究開発関連投資、環境関連投資等、固定資産購入、事業戦略に必要な投資によるものであります。

(財務政策)

当社グループは、短期運転資金等の短期性資金については、主に金融機関からの短期借入金にて調達し、長期運転資金及び設備投資等の長期性資金については、内部資金及び金融機関からの長期借入金並びに金融機関を引受先とする社債（私募債）発行等により調達しております。なお、資金の性格、今後の資金需要、金利動向等の調達環境、予想される貸借対照表の流動比率及び借入金長短比率等を総合的に考慮し、調達額及び調達方法を適宜判断して実施しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社T Tトレーディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結し、2026年4月1日に実施いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、原材料の開発、製品開発と生産工程に関わる技術開発及び新事業探索に重点をおいて行っております。

研究開発は、開発室、総合研究所が中心となり進めております。

当連結会計年度における各セグメント別の研究の目的、主要課題、研究成果は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は551百万円であります。

(1) 産業素材事業

産業素材事業では、ライナー、中芯、クラフト紙の品質改善とコストダウンに注力しております。原材料・処方・設備などの全ての面で検討、見直しを行っております。

当セグメントに係る研究開発費は18百万円であります。

(2) 特殊素材事業

特殊素材事業では、市場からの改良ニーズを受けて開発を進めていた、ノンフッ素耐油紙の新グレードを1件上市しました。引続き未解決のニーズに対応するため、開発継続しております。また、特殊機能紙については3件開発検討を実施し、うち1件上市しました。残り2件は次期中の上市を目指して検討を継続いたします。新規事業の領域については、開発検討を行っている材料の特徴を概ね把握し、ターゲット市場を定め、次期にフィールドワークを想定した市場調査に移行する計画です。また次期には、新規の事業開発企画を立案し、次期以降新たな開発に着手する計画です。

パッケージ分野では、特徴あるコンバーター技術と特殊紙の組み合わせを中心に開発を進め、新たな分野に4件の新製品の販売に成功しました。新製品投入により、販売分野も、徐々に拡がりつつあります。ウエットモールド分野では、当期、食品分野で1件の大型案件の開発、上市に成功しました。引続き市場の関心が高く、複数の開発案件を進めております。当期、パッケージ、ウエットモールド併せて17件の新製品を市場に投入しました。

当セグメントに係る研究開発費は497百万円であります。

(3) 生活商品事業

生活商品事業では、これまでの環境配慮型製品の開発に加え更に当社だからできること、オンリーワンの製品につながる技術の開発に取り組みました。家庭紙関係ではペーパータオルの原料にコーヒー豆の麻袋から再資源化された麻パルプを活用するアップリサイクル技術を確立しました。コーヒー製造会社と共同で取り組み、ペーパータオルの強度や吸収性の維持と廃棄物削減を両立して資源の有効活用を目指します。加工品関係では、高いバリア性を維持しつつプラスチック使用量を減らし包装材料における紙の比率を大きく引き上げる技術を開発いたしました。更に、金属光沢を有しながらも、金属検出器使用可能ならびに電子レンジ加熱可能なパッケージ原紙を開発するなど、使い手ニーズの変化を意識した取り組みにも力を入れ、新たな価値創造に向けて挑戦しております。

当セグメントに係る研究開発費は31百万円であります。

(4) 環境関連事業

環境関連事業では、十山が運営する「井川蒸溜所」にて、南アルプス井川社有林の木材資源、天然湧水、熟成環境を活かしたウイスキー造りに注力しております。また、地元大学や企業と協働し、ウイスキーに適した野生酵母の単離、ミズナラの自社樽づくりにも挑戦しています。

当セグメントに係る研究開発費は3百万円であります。

(5) 知的財産について

期間中に出願した特許等の知財の件数は23件（特許15件、意匠1件、商標7件）、登録された特許等の知財の件数は13件（特許8件、商標5件）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、産業素材事業及び特殊素材事業、生活商品事業、環境関連事業で新規設備の導入や原価低減、品質改善等を目的として全体で8,954百万円の設備投資を実施しました。なお、設備投資にはソフトウェア関連等への投資を含めております。

各セグメントでは、産業素材事業で4,443百万円、特殊素材事業で1,481百万円、生活商品事業で602百万円、環境関連事業で2,126百万円、報告セグメント以外で299百万円の投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社事務所 (東京都 千代田区他)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 環境関連事業	統括業務 販売業務	140	5	197 (21)	93	437	126
赤松発電所 (静岡県 島田市)	産業素材事業	水力発電	405	651	44 (10)	15	1,117	—
賃貸設備 (静岡県 島田市他)	特殊素材事業 環境関連事業	事務所他	0	3	1,885 (61)	68	1,957	—
三島工場 (静岡県 駿東郡 長泉町)	特殊素材事業	特殊紙設備 紙加工設備	3,890	3,668	3,972 (155)	271	11,803	303

(注) 1 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び1無形固定資産等であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2 上記の他、主要な賃借の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
特種東海製紙(株)	本社事務所 (東京都千代田区)	産業素材事業 特殊素材事業 生活商品事業 環境関連事業	建物	150

3 三島工場は当連結会計年度において減損損失を計上しており、帳簿価額は減損損失計上後の金額であります。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) ※10 減損損失」に記載のとおりであります。

(2) 国内子会社

① 新東海製紙株式会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
島田工場 (静岡県 島田市)	産業素材事業	パルプ 洋紙 板紙設備	5,720	15,961	2,832 (497)	346	24,859	294

② 株式会社トライフ

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
本社工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	989	1,083	100 (6)	293	2,466	112
関東工場 (栃木県 栃木市)	生活商品事業	紙加工設備	265	687	393 (22)	69	1,416	23
金谷工場 (静岡県 島田市)	生活商品事業	紙加工設備	145	520	—	40	707	21
富士工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	紙加工設備	26	49	347 (23)	24	447	19

③ 株式会社レックス

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
牧之原工場 (静岡県 牧之原市)	環境関連事業	R P F 製造 設備	1,343	646	570 (23)	2	2,563	13

④ 特種東海エコロジー株式会社

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
			建物及び構築 物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
鷹岡工場 (静岡県 富士市)	生活商品事業	家庭紙設備	665	1,273	542 (30)	20	2,501	103

(注) 帳簿価額の「その他」の内容は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であり、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
新東海製紙 (株) 島田工場 (静岡県島田 市)	産業素材事業	新廃棄物 ボイラー建設	12,500	4,073	自己資金 及び借入金	2023.9	2027.9	-
新東海製紙 (株) 島田工場 (静岡県島田 市)	産業素材事業	3号タービン ローラー更新	981	910	自己資金 及び借入金	2023.8	2026.9	-

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000,000
計	135,000,000

(注) 2025年8月8日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は90,000,000株増加し、135,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	39,000,000	39,000,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	39,000,000	39,000,000	—	—

(注) 2025年8月8日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は26,000,000株増加し、39,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2011年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役1名) 当社監査役 4名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個)※	12 [12] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 3,600 [3,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	自 2011年8月11日 至 2031年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	1株当たり発行価格 384 1株当たり資本組入額 192 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合及び2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の数及び目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式併合及び株式分割による調整を反映している。

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は300株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価383円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそ

れぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 新株予約権の取得事由

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、募集新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

決議年月日	2012年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個)※	13 [13] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 3,900 [3,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	自 2012年8月11日 至 2032年8月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	1株当たり発行価格 574 1株当たり資本組入額 287 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合及び2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の数及び目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式併合及び株式分割による調整を反映している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価573円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれ

ぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の取得事由
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

決議年月日	2013年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	12 [12] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 3,600 [3,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年8月13日 至 2033年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 574 1株当たり資本組入額 287 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注) 1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注) 2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価573円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注) 4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注) 5に記載のとおりである。

決議年月日	2014年7月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役1名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	24 [24] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,200 [7,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年8月13日 至 2034年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 638 1株当たり資本組入額 319 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価637円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2015年8月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	19 [19] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 5,700 [5,700] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月16日 至 2035年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,001 1株当たり資本組入額 501 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,000円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2012年7月17日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2016年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個)※	37 [31] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 11,100 [9,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	自 2016年8月12日 至 2036年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	1株当たり発行価格 1,094 1株当たり資本組入額 547 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2016年10月1日付で、普通株式10株を1株に併合及び2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の数及び目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式併合及び株式分割による調整を反映している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,093円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。

- (6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者（以下、「承継者」という。）は本新株予約権の行使条件（1）にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。
- (7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。
- (8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

決議年月日	2017年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	31 [26] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,300 [7,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年8月14日 至 2037年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,321 1株当たり資本組入額 661 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式分割による調整を反映している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,320円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2018年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名) 当社監査役 3名(うち社外監査役2名)
新株予約権の数(個) ※	31 [26] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 9,300 [7,800] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月13日 至 2038年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,346 1株当たり資本組入額 673 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2017年7月25日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,345円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2019年7月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名)
新株予約権の数(個) ※	34 [28] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 10,200 [8,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年8月13日 至 2039年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,058 1株当たり資本組入額 529 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2017年7月25日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,057円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2020年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名(うち社外取締役2名)
新株予約権の数(個) ※	38 [31] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,400 [9,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年8月14日 至 2040年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,448 1株当たり資本組入額 724 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式分割による調整を反映している。

新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、権利放棄により権利を喪失した者の個数及び株式の数を除外している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,447円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2021年7月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名(うち社外取締役2名)
新株予約権の数(個) ※	28 [23] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 8,400 [6,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年8月16日 至 2041年8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,378 1株当たり資本組入額 689 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2020年7月17日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,377円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2022年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名(社外取締役を除く)
新株予約権の数(個) ※	40 [33] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,000 [9,900] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年8月12日 至 2042年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 852 1株当たり資本組入額 426 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式分割による調整を反映している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価851円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2016年7月22日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2023年7月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名(社外取締役を除く) 当社上席執行役員 1名
新株予約権の数(個) ※	61 [52] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 18,300 [15,600] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2023年8月14日 至 2043年8月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 968 1株当たり資本組入額 484 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

2025年10月1日付で、普通株式1株を3株に分割している。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、当該株式分割による調整を反映している。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は300株とする。

なお、当社が普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる付与株式数の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価967円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。

- (6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者（以下、「承継者」という。）は本新株予約権の行使条件（1）にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。
- (7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。
- (8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(8) 新株予約権の取得事由

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

決議年月日	2024年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名(社外取締役を除く) 当社上席執行役員 1名
新株予約権の数(個) ※	54 [48] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 16,200 [14,400] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年8月15日 至 2044年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,009 1株当たり資本組入額 505 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,008円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)4に記載のとおりである。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)5に記載のとおりである。

決議年月日	2025年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名(社外取締役を除く) 当社上席執行役員含む役付執行役員 2名
新株予約権の数(個) ※	74 [67] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 22,200 [20,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間 ※	自 2025年8月12日 至 2045年8月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	1株当たり発行価格 1,211 1株当たり資本組入額 606 (注) 1, 2, 3
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類及び数

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)1に記載のとおりである。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)2に記載のとおりである。

3 発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における評価単価1,210円を合算している。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、上席執行役員を含む役付執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(3) 新株予約権者は割り当てられた本新株予約権の全部または一部につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定、遺贈その他一切の処分をしないものとする。

(4) (1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案について当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会の決定がなされた場合)、取締役会が別途定める日に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使条件は、下記(8)の契約に定めるところによる。

(6) (5)の規定により本新株予約権を承継した者(以下、「承継者」という。)は本新株予約権の行使条件(1)にかかわらず、相続開始の日から1年間に限り本新株予約権を行使できるものとする。

(7) 本各条項は承継者についても、その趣旨に反しない限りにおいて適用されるものとする。

(8) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

「1(2)① 決議年月日 2023年7月13日」の(注)5に記載のとおりである。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2022年10月27日 (注1)	△1,600,000	13,300,000	—	11,485	—	3,985
2024年5月29日 (注1)	△300,000	13,000,000	—	11,485	—	3,985
2025年10月1日 (注2)	26,000,000	39,000,000	—	11,485	—	3,985

(注) 1 自己株式の消却による減少であります。

- 2 2025年8月8日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	21	25	290	66	7	20,246	20,655	—
所有株式数 (単元)	—	86,569	2,769	124,828	17,154	55	157,959	389,334	66,600
所有株式数の 割合 (%)	—	22.23	0.71	32.06	4.41	0.01	40.57	100.00	—

(注) 1 自己株式3,863,869株は、「個人その他」に38,638単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

2 「その他の法人」には証券保管振替機構名義の株式が、6単元含まれております。

3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式288,000株は「金融機関」に2,880単元含まれております。

4 2025年8月8日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)・(注1)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR	3,705	10.55
中央建物株式会社	東京都中央区銀座2丁目6-12	1,350	3.84
新生紙パルプ商事株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8	939	2.67
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地	911	2.59
株式会社竹尾	東京都千代田区神田錦町3丁目12-6	791	2.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)・(注2)	東京都中央区晴海1丁目8-12	784	2.23
株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内2丁目2-2	720	2.05
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	702	2.00
平和紙業株式会社	東京都中央区新川1丁目22番11号	661	1.88
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4丁目7-5	600	1.71
計	—	11,165	31.78

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は3,705千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分16千株、投資信託設定分1,595千株、その他信託分2,093千株となっております。

2 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は658千株であります。

なお、それらの内訳は年金信託設定分19千株、投資信託設定分522千株、その他信託分116千株となっております。

3 当社は、自己株式を3,863千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、自己株式には、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式(288千株)は含んでおりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,863,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,069,600	350,696	—
単元未満株式	普通株式 66,600	—	—
発行済株式総数	39,000,000	—	—
総株主の議決権	—	350,696	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式が288,000株(議決権2,880個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には当社保有の自己株式69株が含まれております。

3 2025年8月8日の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は26,000,000株増加し、39,000,000株となっております。

②【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 特種東海製紙株式会社	静岡県島田市向島町 4379番地	3,863,800	—	3,863,800	9.91
計	—	3,863,800	—	3,863,800	9.91

(注)1 2025年8月8日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2 上記のほか、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が所有する当社株式288,000株を貸借対照表上、自己株式として処理しております。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しております。当該役員・従業員株式所有制度については、「5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」に記載しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	958	1,290,968
当期間における取得自己株式	—	—

(注)1 当期間における取得自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

2 当社は2025年9月30日を基準日、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の取得自己株式につきましては、当該株式分割後の株式数を記載しております。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使) (第三者割当による自己株式の処分)	— 288,000	— 436,896,000	18,900 —	21,727,100 —

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の 総額 (円)
保有自己株式数	3,863,869	—	3,844,969	—

- (注) 1 当期間における処理自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡しによる株式数は含めておりません。
- 2 当期間における保有自己株式には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び売渡しによる株式数は含めておりません。
- 3 当事業年度の「その他(第三者割当による自己株式の処分)」は株式付与E S O P信託に対する金銭の拠出に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)に対して行うものであります。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題に位置づけ、将来の事業環境を見据えた財務基盤の強化、自己株式取得による利益還元等を総合的に勘案したうえで、配当性向30%を目処とした安定配当に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、中間配当は1株当たり65円を実施し、期末配当は1株当たり32円を実施する予定であります。なお、当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の1株当たり配当額につきましては、中間配当金は株式分割前、期末配当金は株式分割後の配当金額を記載しております。株式分割を考慮しない場合の期末配当金は1株当たり96円、年間配当金は161円となります。

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日としております。前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることが出来る旨を定款に定めております。また、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準として中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月13日 取締役会決議	755	65
2026年6月26日 定時株主総会決議 (予定)	1,124	32

- (注) 1. 2026年6月26日定時株主総会決議(予定)による配当金の総額には、株式給付型E S O Pの信託口が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。
2. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2025年11月13日開催の取締役会決議による1株当たり配当額は、当該株式分割前の金額を記載しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスについて、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼・支持され続ける企業であるために、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化・充実に努める必要があると考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社制度を採用しており、2026年6月24日現在、監査等委員を除いた取締役7名、監査等委員である取締役3名を選任しております。

「取締役会」は監査等委員を含めた取締役10名（うち社外取締役5名）で構成されております。毎月1回定時開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営の基本方針、計画、戦略、その他当社の重要な業務執行を審議・決定しております。

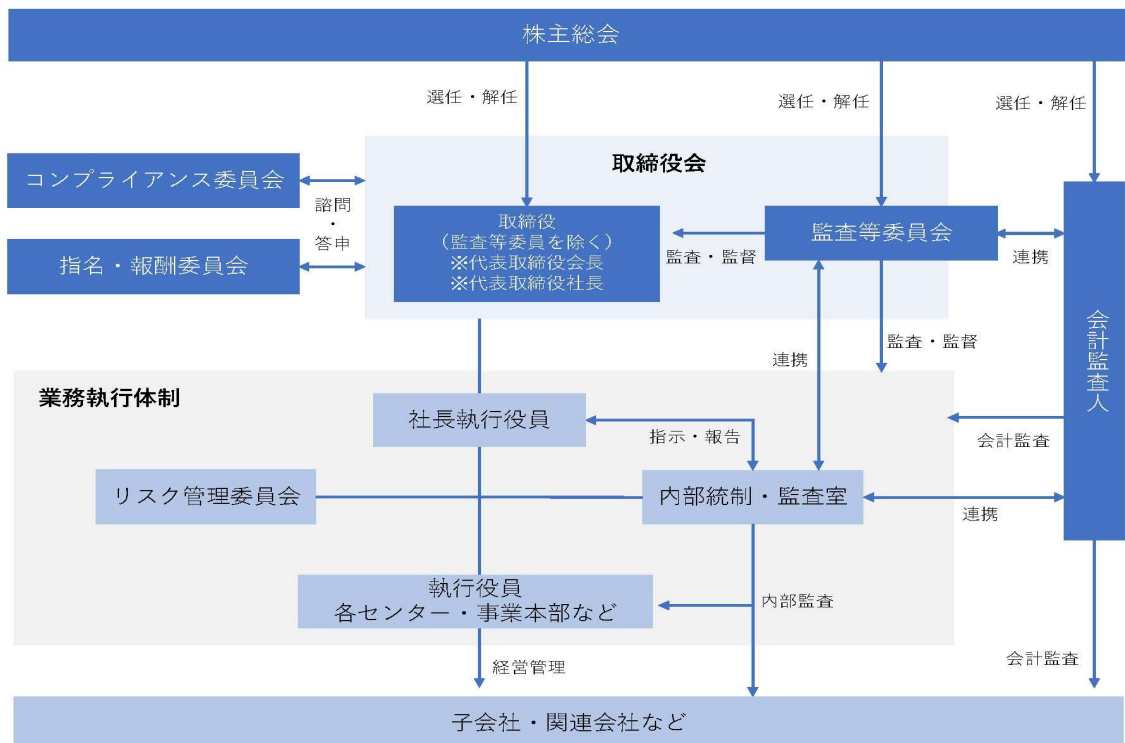
「監査等委員会」は社外取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役は取締役会において議案の審議、決議に参加し、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監督・監査を行っております。

また、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成されるコンプライアンス委員会、指名・報酬委員会を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、グループ全体のコンプライアンスを統括し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。「指名・報酬委員会」は、役員の選解任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。

当該事業年度における機関ごとの構成員及び出席者は次のとおりであります。（◎は議長、委員長を表す）

役職	氏名	取締役会 (全12回)	監査等委員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス 委員会
代表取締役会長	松田 裕司	◎(12回)		○	
代表取締役社長 社長執行役員	木村 隆志	○(10回)		○	
取締役副社長 副社長執行役員	佐野 倫明	○(12回)			
取締役上席執行役員	福井 里司	○(12回)			
取締役	渡邊 克宏	○(12回)			○
社外取締役	石川 雄三	○(12回)		○	
社外取締役	宮下 律江	○(12回)		○	
社外取締役 (監査等委員)	長坂 隆	○(12回)	◎	◎	
社外取締役 (監査等委員)	檜垣 直人	○(12回)	○		○
社外取締役 (監査等委員)	大和 加代子	○(12回)	○		◎
社外有識者 (補欠監査等委員)	姫野 博昭				○

注 1. 木村隆志氏は2025年6月就任以降に開催された取締役会10回のうち全てに出席しました。
2. 上記のほか、2025年6月26日開催の第18回定時株主総会をもって取締役を退任した大沼裕之氏、磯貝明氏は、在任中に開催された取締役会2回のうち全てに出席しました。



※代表取締役会長は取締役会の議長として主に取締役会運営を担い、
代表取締役社長は経営執行の最高責任者として業務全般を統括

ロ. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しており、取締役会における監督機能の強化や透明性・客観性の更なる向上及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

また、法定の機関とは別に、取締役会の諮問機関として半数以上が社外委員で構成される、指名・報酬委員会を設置しており、役員を選任及び役員報酬の水準並びに体系等の適切性につき審議を行っております。加えて、半数以上が社外委員で構成されるグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。以上を理由として、当社では現状のガバナンス体制を採用しております。

③企業統治に関するその他の事項

イ. 取締役会の活動状況

取締役会は原則毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催することとしており、当事業年度は12回開催しました。

具体的には、法令・規程に定められた事項に関する議論のほか、中長期の経営計画、取締役会の機能向上、事業ポートフォリオの見直し、グループ全体のガバナンス・コンプライアンス意識の向上等について検討を行いました。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を定め、この方針に則り、業務の有効性と効率性を引き上げることにより業績向上と収益性を確保し、適法性の確保及びリスク管理に努めるとともに、経営環境の変化に際し、随時更新・維持・改善をしております。

当社は、内部監査を実施する内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告することにより内部統制推進を図ってまいります。

また、当社は、常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスに関する組織及び体制に関する審議・承認を行い、重大なコンプライアンス違反(不詳事件を含む)が発生した場合の関連部門への調査の指示、調査報告の受理、再発防止策の審議、決定及び取締役会への報告を行っております。また、公益通報窓口の役割を有する他、重要なコンプライアンス上の課題の審議、承認及び取締役会への上程・報告を行っております。

なお、当社は金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、本基本方針のもと財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、

内部統制報告書を作成することとしております。

ハ. 指名・報酬委員会の活動状況

指名・報酬に係る委員会は当事業年度に11回開催し、当該委員の出席状況はいずれも100%です。

具体的には、指名に関する事項として、グループ会社を含めた役員等の重要な人事及び組織、執行役員制度等について、報酬に関する事項として、株式報酬含む役員報酬に関する方針・制度及び報酬額などについて検討を行いました。

ニ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社及び子会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、リスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っております。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施しております。

ホ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は「グループ会社管理規程」を定め、当社子会社が整備すべき管理体制および遵守すべき事項並びに当社子会社の管理に関する主要な事項について、各子会社に周知し、グループ管理体制を構築しております。また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、当社子会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理しております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項が定める額のいずれか高い額としております。

ト. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社子会社のすべての取締役、執行役員、その他重要な使用人を対象とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用および損害賠償金等を填補の対象とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。また、当該契約の保険料は当社が全額を負担しております。

チ. 取締役の定数並びに取締役の資格制限

当社は、取締役を15名以内、うち監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。なお、取締役の資格制限に関しては、特に定款において定めはありません。

リ. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会によって選任され、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ヌ. 取締役の解任の決議要件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ル. 取締役会で決議できる株主総会決議事項及びその理由

a. 自己株式取得の決定

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することが出来る旨を定款で定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

b. 中間配当の決定

当社は、取締役会決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ヲ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

1. 2026年6月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。
男性8名 女性2名 （役員のうち女性の比率20.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	松田 裕司	1962年6月 10日生	1985年3月 特種製紙㈱入社 2006年3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事㈱（2014年7月㈱T Tトレーディングに商号変更・2026年4月当社が吸収合併）代表取締役社長 2009年6月 当社執行役員 特種製紙㈱執行役員営業開発本部長 2011年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 2012年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 2014年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 2016年4月 同 代表取締役社長社長執行役員 2025年6月 同 代表取締役会長（現職）	(注) 2	17,538
代表取締役社長 社長執行役員	木村 隆志	1972年6月 27日生	2002年8月 特種製紙㈱入社 2016年6月 当社経営企画本部企画業務部長 2022年7月 同 理事経営企画本部長 2024年7月 同 執行役員資源活用本部長 2025年4月 同 常務執行役員社長付 2025年6月 同 代表取締役社長社長執行役員（現職）	(注) 2	5,700
取締役副社長 副社長執行役員 事業推進センター長	佐野 倫明	1966年1月 31日生	1989年4月 大昭和製紙㈱入社 2004年12月 特種製紙㈱入社 2010年6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 2014年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 2015年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 2016年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーC00 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長 2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙㈱代表取締役社長 2017年7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 兼社長室南アルプス事業本部長 2019年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 2020年4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源 活用本部担当 2021年7月 同 取締役執行役員経営企画本部長 2022年7月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター 長兼自然環境活用本部長 2023年4月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター 長 2024年7月 同 取締役常務執行役員基盤事業推進センター 長兼生活商品事業本部長 2026年4月 同 取締役副社長副社長執行役員事業推進セン ター長（現職）	(注) 2	2,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 上席執行役員 環境関連事業本部長 自然環境活用本部長	福井 里司	1964年12月 20日生	1990年3月 特種製紙(株)入社 2002年8月 当社経理財務部長 2016年4月 同 執行役員経営企画管理室経営企画本部長 2020年4月 同 執行役員資源再活用本部長 2020年7月 同 執行役員資源再活用本部長 (株)レックス代表取締役社長 2023年4月 同 執行役員環境関連事業本部長兼資源再活用本部長 トーエイホールディングス(株)代表取締役社長 2023年7月 同 上席執行役員環境関連事業本部長兼資源再活用本部長 2024年4月 (株)貴藤ホールディングス代表取締役社長 2024年7月 当社取締役上席執行役員環境関連事業本部長 (現職) 2026年4月 同 自然環境活用本部長 (現職)	(注) 2	4,157
取締役	渡邊 克宏	1960年10月 6日生	1983年4月 キヤノン(株)入社 1999年4月 東海パルプ(株)入社 2010年6月 当社執行役員産業素材事業グループ島田工場 長兼原動部長 2013年7月 同 マネージングディレクター社長室経営企 画部長 2014年6月 同 取締役執行役員総合開発センター長 2016年4月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 2017年7月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCOO 2018年6月 同 取締役執行役員生活商品カンパニーCEO (株)ライフ代表取締役社長 2020年4月 同 取締役執行役員生活商品事業本部長 2021年7月 同 パッケージ本部担当 2022年7月 同 取締役常務執行役員基盤事業推進センタ ー長兼生活商品事業本部長 2024年7月 同 取締役副社長副社長執行役員コーポレー トセンター長 2026年4月 同 取締役 (現職)	(注) 2	4,800
取締役	石川 雄三	1956年10月 19日生	1985年9月 第二電電(株)入社 (現KDDI(株)) 2016年6月 KDDI(株)代表取締役執行役員副社長 2019年6月 JCOM(株)代表取締役会長 2020年6月 同 代表取締役社長 2022年4月 同 特別顧問 2022年6月 当社社外取締役 (現職) 2022年7月 KDDI(株)顧問 2024年12月 (株)エムティーアイ社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) (株)エムティーアイ社外取締役	(注) 2	3,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	宮下 律江	1962年5月 3日生	1986年4月 ㈱JALインフォテック入社 2001年7月 同 経営企画部課長 2015年10月 同 執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部 2018年10月 ㈱ブライトン・コンサルティング取締役 2018年12月 ㈱エターナリア設立 代表取締役 (現職) 2022年6月 ㈱遠藤照明社外取締役 2023年6月 当社社外取締役 (現職) 2024年6月 日東富士製粉㈱社外取締役 (監査等委員) (現職) 2025年6月 コムシスホールディングス㈱社外取締役 (監査等委員) (現職) (重要な兼職の状況) ㈱エターナリア代表取締役 日東富士製粉㈱社外取締役 (監査等委員) コムシスホールディングス㈱社外取締役 (監査等委員)	(注) 2	700
取締役 (監査等委員)	長坂 隆	1957年1月 13日生	1979年4月 監査法人中央会計事務所入所 1981年6月 公認会計士登録 1998年7月 中央監査法人代表社員 2005年5月 中央青山監査法人監査部長 2007年8月 新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2010年8月 同 シニアパートナー 2019年6月 長坂隆公認会計士事務所代表 (現職) ㈱コンテック社外取締役 当社社外監査役 2020年1月 パーク24㈱社外取締役 2020年5月 イオンフィナンシャルサービス㈱社外取締役 (現職) 2022年6月 当社社外取締役 2022年11月 パーク24㈱社外取締役 (監査等委員) (現職) 2023年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現職) (重要な兼職の状況) 長坂隆公認会計士事務所代表 パーク24㈱社外取締役 (監査等委員) イオンフィナンシャルサービス㈱社外取締役	(注) 3	1,900
取締役 (監査等委員)	檜垣 直人	1968年12月 11日生	2002年10月 弁護士 (現職) 2008年4月 檜垣総合法律事務所設立 (現職) 筑波大学法科大学院講師 (非常勤) (現職) 2022年6月 当社社外監査役 2023年6月 日本リーテック㈱社外取締役 (現職) 当社社外取締役 (監査等委員) (現職) (重要な兼職の状況) 檜垣総合法律事務所代表 日本リーテック㈱社外取締役	(注) 3	700
取締役 (監査等委員)	大和 加代子	1976年1月 9日生	2006年10月 弁護士 (現職) 三羽・山崎法律事務所入所 2015年1月 みとしろ法律事務所入所パートナー 2016年2月 新宿法律事務所入所パートナー 2019年6月 ㈱ハーバー研究所社外取締役 (監査等委員) 2023年6月 ㈱アトム社外取締役 (監査等委員) 当社社外取締役 (監査等委員) (現職) 2024年4月 法律事務所キノール東京入所パートナー 2024年10月 大和・松本法律事務所設立 (現職) (重要な兼職の状況) 大和・松本法律事務所代表	(注) 3	500
計					42,095

- (注) 1 石川雄三、宮下律江、長坂隆、檜垣直人、大和加代子の各氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、2025年6月26日の定時株主総会の時から2026年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2025年6月26日の定時株主総会の時から2027年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
姫野 博昭	1964年 8月4日生	2000年11月 弁護士（現職） 2018年4月 国立大学法人筑波大学ビジネスサイエンス系教授（現職） 2019年4月 明治大学法科大学院兼任講師（現職） [重要な兼職の状況] 弁護士	(注) 2	—

- (注) 1 姫野博昭氏は、補欠の社外取締役であります。
- 2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	大竹 一広	産業素材事業本部長、新東海製紙(株)社長
上席執行役員	宮尾 圭一	特殊素材事業本部長
執行役員	影山 正樹	生活商品事業本部長、特種東海エコロジー(株)社長
執行役員	寶子山 典孝	コーポレートセンター長
執行役員	尾崎 光明	(株)駿河サービス工業社長
執行役員	田中 浩之	総務人事本部長
執行役員	田中 秀紀	安全・環境統括室長
執行役員	秋山 宏介	開発室長、(株)モルディア社長
執行役員	中畷 清	管理本部長

2. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性7名 女性2名（役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	松田 裕司	1962年6月 10日生	1985年3月 特種製紙(株)入社 2006年3月 同 理事営業本部副本部長兼営業企画部長 特種紙商事(株)（2014年7月(株)TTトレーディングに商号変更・2026年4月当社が吸収合併）代表取締役社長 2009年6月 当社執行役員 特種製紙(株)執行役員営業開発本部長 2011年6月 当社取締役特殊素材事業グループ副事業グループ長兼営業開発本部長 2012年6月 同 取締役総合開発センター副センター長兼研究開発本部長兼海外事業推進部長 2014年6月 同 取締役常務執行役員特殊素材事業グループ長 2016年4月 同 代表取締役社長社長執行役員 2025年6月 同 代表取締役会長（現職）	(注) 2	17,538
代表取締役社長 社長執行役員	木村 隆志	1972年6月 27日生	2002年8月 特種製紙(株)入社 2016年6月 当社経営企画本部企画業務部長 2022年7月 同 理事経営企画本部長 2024年7月 同 執行役員資源活用本部長 2025年4月 同 常務執行役員社長付 2025年6月 同 代表取締役社長社長執行役員（現職）	(注) 2	5,700
取締役副社長 副社長執行役員 事業推進センター長	佐野 倫明	1966年1月 31日生	1989年4月 大昭和製紙(株)入社 2004年12月 特種製紙(株)入社 2010年6月 当社執行役員特殊素材事業グループ三島工場長 2014年6月 同 執行役員社長室経営企画本部長 2015年6月 同 執行役員産業素材事業グループ副事業グループ長兼島田工場長 2016年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCOO 兼島田工場長兼経営企画管理室南アルプス事業本部長 2016年10月 同 取締役執行役員経営企画管理室南アルプス事業本部長 新東海製紙(株)代表取締役社長 2017年7月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 兼社長室南アルプス事業本部長 2019年6月 同 取締役執行役員産業素材カンパニーCEO 2020年4月 同 取締役執行役員産業素材事業本部長兼資源活用本部担当 2021年7月 同 取締役執行役員経営企画本部長 2022年7月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長兼自然環境活用本部長 2023年4月 同 取締役常務執行役員コーポレートセンター長 2024年7月 同 取締役常務執行役員基盤事業推進センター長兼生活商品事業本部長 2026年4月 同 取締役副社長副社長執行役員事業推進センター長（現職）	(注) 2	2,300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 上席執行役員 環境関連事業本部長 自然環境活用本部長	福井 里司	1964年12月 20日生	1990年3月 特種製紙(株)入社 2002年8月 当社経理財務部長 2016年4月 同 執行役員経営企画管理室経営企画本部長 2020年4月 同 執行役員資源再活用本部長 2020年7月 同 執行役員資源再活用本部長 (株)レックス代表取締役社長 2023年4月 同 執行役員環境関連事業本部長兼資源再活用 本部長 トーエイホールディングス(株)代表取締役社長 2023年7月 同 上席執行役員環境関連事業本部長兼資源再 活用本部長 2024年4月 (株)貴藤ホールディングス代表取締役社長 2024年7月 当社取締役上席執行役員環境関連事業本部長 (現職) 2026年4月 同 自然環境活用本部長 (現職)	(注) 2	4,157
取締役	石川 雄三	1956年10月 19日生	1985年9月 第二電電(株)入社 (現KDDI(株)) 2016年6月 KDDI(株)代表取締役執行役員副社長 2019年6月 JCOM(株)代表取締役会長 2020年6月 同 代表取締役社長 2022年4月 同 特別顧問 2022年6月 当社社外取締役 (現職) 2022年7月 KDDI(株)顧問 2024年12月 (株)エムティーアイ社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) (株)エムティーアイ社外取締役	(注) 2	3,800
取締役	宮下 律江	1962年5月 3日生	1986年4月 (株)JALインフォテック入社 2001年7月 同 経営企画部課長 2015年10月 同 執行役員エアライン事業本部アプリケーション 事業部 2018年10月 (株)ブライトン・コンサルティング取締役 2018年12月 (株)エターナリア設立 代表取締役 (現職) 2022年6月 (株)遠藤照明社外取締役 2023年6月 当社社外取締役 (現職) 2024年6月 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) (現 職) 2025年6月 コムシスホールディングス(株)社外取締役 (監査 等委員) (現職) (重要な兼職の状況) (株)エターナリア代表取締役 日東富士製粉(株)社外取締役 (監査等委員) コムシスホールディングス(株)社外取締役 (監査 等委員)	(注) 2	700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	長坂 隆	1957年1月 13日生	1979年4月 監査法人中央会計事務所入所 1981年6月 公認会計士登録 1998年7月 中央監査法人代表社員 2005年5月 中央青山監査法人監査部長 2007年8月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2010年8月 同 シニアパートナー 2019年6月 長坂隆公認会計士事務所代表(現職) ㈱コンテック社外取締役 当社社外監査役 2020年1月 パーク24㈱社外取締役 2020年5月 イオンフィナンシャルサービス㈱社外取締役(現職) 2022年6月 当社社外取締役 2022年11月 パーク24㈱社外取締役(監査等委員)(現職) 2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現職) (重要な兼職の状況) 長坂隆公認会計士事務所代表 パーク24㈱社外取締役(監査等委員) イオンフィナンシャルサービス㈱社外取締役	(注) 3	1,900
取締役 (監査等委員)	檜垣 直人	1968年12月 11日生	2002年10月 弁護士(現職) 2008年4月 檜垣総合法律事務所設立(現職) 筑波大学法科大学院講師(非常勤)(現職) 2022年6月 当社社外監査役 2023年6月 日本リーテック㈱社外取締役(現職) 当社社外取締役(監査等委員)(現職) (重要な兼職の状況) 檜垣総合法律事務所代表 日本リーテック㈱社外取締役	(注) 3	700
取締役 (監査等委員)	大和 加代子	1976年1月 9日生	2006年10月 弁護士(現職) 三羽・山崎法律事務所入所 2015年1月 みとしろ法律事務所入所パートナー 2016年2月 新宿法律事務所入所パートナー 2019年6月 ㈱ハーバー研究所社外取締役(監査等委員) 2023年6月 ㈱アトム社外取締役(監査等委員) 当社社外取締役(監査等委員)(現職) 2024年4月 法律事務所キノール東京入所パートナー 2024年10月 大和・松本法律事務所設立(現職) (重要な兼職の状況) 大和・松本法律事務所代表	(注) 3	500
取締役 (監査等委員)					37,295

- (注) 1 石川雄三、宮下律江、長坂隆、檜垣直人、大和加代子の各氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2026年6月26日の定時株主総会の時から2027年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、2025年6月26日の定時株主総会の時から2027年3月期にかかる定時株主総会終結の時までであります。
- 4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
友竹 義明	1969年 12月22日生	1994年4月 特種製紙㈱入社 2015年6月 当社特殊素材カンパニー三島工場第一製造部長 2020年1月 同 理事特殊素材事業本部コアビジネスセンター三島工場長 2024年7月 同 内部統制・監査室 理事兼監査等委員会事務局(現職)	(注) 1	1,857

(注) 1 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は、事業を取り巻く経営環境の変化に適切かつ迅速に対応し、機動的かつスピーディーな業務執行を行うため、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離するとともに業務執行責任を明確にするため執行役員制度を導入しております。なお、取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員	大竹 一広	産業素材事業本部長、新東海製紙(株)社長
上席執行役員	宮尾 圭一	特殊素材事業本部長
執行役員	影山 正樹	生活商品事業本部長、特種東海エコロジー(株)社長
執行役員	寶子山 典孝	コーポレートセンター長
執行役員	尾崎 光明	(株)駿河サービス工業社長
執行役員	田中 浩之	総務人事本部長
執行役員	田中 秀紀	安全・環境統括室長
執行役員	秋山 宏介	開発室長、(株)モルディア社長
執行役員	中嶋 清	管理本部長

② 社外役員の状況

イ. 員数、当社との人的・資本的関係または取引その他の利害関係及び選任状況に関する当社の考え方

提出日現在、当社は社外取締役5名（うち3名は監査等委員）を選任しております。

当社社外取締役である石川雄三氏は、KDDI(株)およびJCOM(株)の代表取締役を歴任するなど、企業経営全般に関して非常に豊富な経験、幅広い知見、見識を有しており、当社グループ経営における重要事項の決定や業務執行の監督はもとより、企業価値向上に繋がる多くの助言・提言を行っており、今後も適宜適切な提言が期待できるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、(株)エムティーアイの社外取締役を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外取締役である宮下律江氏は、(株)JALインフォテックの元執行役員で、数多くの大型ITプロジェクトを成功裏に収めるなどIT分野において幅広い経験と知見を有しております。また、現在は独立され、IT分野以外にも女性活躍推進、人材育成支援など幅広く活躍されていることから、当社のIT化・DX推進や人的資本経営への助言も含め、企業価値向上に向け客観的な立場から監督いただけるものと期待しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、(株)エターナリアの代表取締役、日東富士製粉(株)の社外取締役（監査等委員）及びコムシスホールディングス(株)の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任しております。

当社社外取締役である長坂隆氏は、公認会計士として、会計監査および内部統制等における高度な知見と見識、経験を有しており、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、社外役員としての経験を有しております。当社においては非常勤取締役で監査等委員会の委員長を務め、経営監視やガバナンス向上の促進を図るため積極的な提言を行っております。また、取締役会諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、客観的で透明性ある取締役候補者の選任、役員報酬制度の構築に寄与しております。今後も適宜適切な提言が期待できるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、イオンフィナンシャルサービス(株)の社外取締役及びパーク24(株)の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

当社社外取締役である檜垣直人氏は、弁護士として高度な知識や見識、豊富な経験を有しており、過去に上場会社の経営に関与された経験はありませんが、取締役の善管注意義務に対する監督や当社のコンプライアンスおよびコーポレートガバナンス、リスク管理について適切な助言をしており、今後も監督機能の強化に十分な貢献ができるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、檜垣総合法律事務所代表及び日本リーテック(株)の社外取締役を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

当社社外取締役である大和加代子氏は、弁護士として法務に関する豊富な経験と幅広い知識、見識を有して

おります。また、コンプライアンス委員会の委員長を務め、当社グループの内部通報制度運営にも助言や提言を行っております。同氏は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、取締役会の監査・監督の強化、コンプライアンスの強化充実に、専門的な見地から提言や助言が期待できるものと判断しております。なお、当社と同氏の間には人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、大和・松本法律事務所代表を兼任しておりますが、同法人と当社との間に人的関係、資本的关系及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役（監査等委員）として選任しております。

なお、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、社外取締役は5名（うち3名は監査等委員）となります。

ロ. 当社の企業統治において果たす機能及び役割について

当社は、経営の監視・監督機能を強化するため、社外取締役を選任しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社の最高権限者である代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場からの経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っております。社外取締役（監査等委員）は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しております。

ハ. 選任における当社の独立性に関する基準または方針の内容

当社の社外役員に関する独立性判断基準は、以下の基準に該当しないものといたします。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社及び当社子会社（以下、当社グループ）の業務執行者であったもの
2. 当社の大株主である企業等（子会社は重要であるものに限り）に所属するものまたは業務執行者であるもの
3. 当社グループの主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
4. 当社グループを主要取引先とする企業等に所属するものまたはその業務執行者であるもの
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士であるもの
6. 当社グループから多額の寄付を受けているものまたは団体に所属する業務執行者であるもの
7. 当社グループの業務執行者の配偶者または2親等以内の親族であるもの
8. 前各項にかかわらず、当社と利益相反関係が生じる事由が生じるもの

（注）1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員及び部長格以上その他これらに準じる者をいう。

2. 大株主とは、当社の総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者または団体をいう。

3. 主要取引先とは、双方グループいずれかにおいて、過去3年間に連結売上高の2%以上の支払いが発生したものをいう。

4. 多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が過去3年間の平均で1,000万円以上、団体の場合は連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える寄付をいう。

③ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員）は会計監査人、その他の社外取締役（監査等委員）及び内部統制・監査室との間で意見交換を行う等、相互に連携を図って監査を実施するなど内部統制の推進に寄与しております。さらに、社外取締役は、取締役会等においても適宜報告及び意見交換をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

(イ)組織・人員

当社の監査等委員会は、以下の組織・人員であります。

1. 監査等委員は3名であり、非常勤である社外取締役3名で構成されております。

監査等委員である社外取締役の知見内容等については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員状況 ② 社外役員状況」を参照ください。

2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

3. 監査等委員会には、監査等委員の職務遂行をサポートするスタッフを配置しております。スタッフは、複数の子会社監査役を担当する理事職で、三島工場長をはじめ、製造・営業・研究などの管理職を経験しており、グループ内に広い人脈をもち、実効性のある監査等委員会活動の一役を担っております。

(ロ)監査等委員会の活動

監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査の基本方針及び監査項目等に従い、内部監査部門その他内部統制所管部門等と緊密な連携を図りながら、内部統制システムの整備・運用状況について監査を進めております。また、取締役会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書などの重要な決裁書類を閲覧すること等により、サステナビリティに関する取組みを含む業務執行取締役及び使用人等の職務の執行状況について、監視及び検証しております。

今年度は、事業所、子会社の10拠点に往査を実施しました。往査においては、人的資本、安全・環境、コンプライアンス等のサステナビリティに関する取組みを中心に、経営陣に加え工場の現場従業員とも意見の交換を行い、その結果を取締役に報告を行うとともに、往査先へのフィードバックも行いました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける等により、職務の執行状況について監視及び検証しております。

加えて、会計監査人に対しても、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めていくこと等により、独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証しております。特に、「会計上の主要な検討事項」(KAM: Key Audit Matters)については、会計監査人から候補として提示された環境関連事業セグメントにおける新規連結子会社からののれんおよび子会社株式の評価の妥当性について、当事業年度の監査計画、期中のレビュー結果報告、期末の監査報告等の各段階で、監査の進捗に併せて数度にわたり会計監査人と議論し慎重に検討した結果、意見の相違はありませんでした。

監査等委員会、内部統制・監査室及び会計監査人は定期的に三様監査連絡会を開催して、相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。

(ハ)監査等委員会の活動状況

当事業年度においては、監査等委員会を16回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次の通りとなっております。

(監査等委員会)

氏名	役職	出席状況(出席率)
長坂 隆	監査等委員(非常勤)	16回/16回(100%)
檜垣 直人	監査等委員(非常勤)	16回/16回(100%)
大和 加代子	監査等委員(非常勤)	16回/16回(100%)

当事業年度において、監査等委員会は以下のように監査方針及び監査項目を定め、活動しました。

監査基本方針	監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業および企業集団による様々なステークホルダーへの配慮およびこれらのステークホルダーとの協働を含めた企業の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立に寄与することを基本方針とする。
監査項目	職務執行の適法性及び妥当性 職務執行の効率性 コンプライアンス体制の運用状況及び服務規律の遵守の管理 グループ会社を含めた内部統制システムの構築・運用状況 リスク管理体制(グループ会社含む)の整備状況及びその有効性の評価 株主総会招集手続き、計算書類・事業報告の内容

当事業年度における主な活動内容は下記の通りです。

	主な活動内容	回数
(1)	監査等委員会の開催	16回
(2)	取締役会への出席	13回
(3)	代表取締役との意見交換	2回
(4)	取締役・執行役員との意見交換	3回
(5)	経営会議等会社の重要な会議への出席	16回
(6)	事業所、子会社の視察	10拠点
(7)	内部監査部門との情報共有とディスカッション	12回
(8)	会計監査人との情報共有とディスカッション	9回
(9)	子会社監査役連絡会	2回
(10)	決裁申請書等の重要文書の閲覧	2回

② 内部監査の状況

当社は、当社及び当社子会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室（5名）を設置しております。当事業年度においては、内部統制・監査室は内部監査規程に従い、予め、監査等委員会の同意と社長の承認を得た上で取締役会にて審議し決定された年間監査計画に基づき、監査先を選定の上監査を実施し、評価と提言を行っております。内部監査の結果については、デュアルレポーティングとして、都度社長及び監査等委員会、関係する諸部門に対し監査結果報告会を開催するとともに、定期的に取り締り会及び監査等委員会においても報告しております。

内部統制・監査室は、監査等委員会との連携を図り、監査等委員会の効率的な監査業務の遂行に協力しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

ロ. 継続監査期間

19年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

永井 勝
會田 浩二

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他44名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会社法第340条第1項に該当しないこと、会社法・公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けていないこと、その他、監査品質・品質管理・独立性・総合的能力との観点から監査を遂行するに十分であると判断されること等を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

へ. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、年9回、会計監査人と監査等委員会との監査結果報告等を兼ねたミーティングを行うこと等により監査法人に対して評価を行っております。その結果、監査法人の監査体制、監査品質、独立性等について問題ないと判断しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	78	—	74	—
連結子会社	10	—	11	—
計	88	—	85	—

前連結会計年度において、上記以外に前々連結会計年度の提出会社の監査証明業務に係る追加報酬7百万円を支払っております。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGネットワーク・ファーム) に属する組織に対する報酬(イ.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	1	—	1
連結子会社	—	—	—	—
計	—	1	—	1

当社における非監査業務の内容は、税務サービスの提供及び海外における軽減税率を適用するための申請手続き・利益(株式配当)による増資許可の代行申請サービスであります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上で定めております。

ホ. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人に対する報酬等について、会計監査計画の内容、監査の実施状況、報酬見積りの算定内容を確認し、総合的な判断に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 決定に関する方針

a. 役員の報酬等の額は、各々の担当職務と責任、業績への貢献等を反映し、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会で決議された報酬額の範囲の中で決定しています。役員の報酬等および算定方法の決定に関する方針の決定にあたっては常設の取締役会諮問機関である任意の指名・報酬委員会が役員報酬全般の水準や体系および個々の金額等の適切性について審議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については指名・報酬委員会の助言、提案に基づき取締役会が決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員間での協議により決定しています。

b. 指名・報酬委員会委員は取締役会決議により、社外取締役を含み選任しています。2026年6月24日現在、社外取締役が委員長を務め、過半数の委員が社外取締役であり、社外取締役、代表取締役会長、代表取締役社長の5名で構成しています。

c. 2023年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬が継続的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬と株式報酬型ストックオプションを活用した報酬体系としました。

ロ. 役員の報酬等に関する株主総会決議

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において決議されています。金銭報酬は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額350百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）、但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしています。ストックオプションとしての新株予約権割当ては、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対して年額30百万円以内と決議されており、当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する事業年度に係る新株予約権の総数は150個を上限としています。

b. 監査等委員である取締役の報酬額は2023年6月28日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員である取締役に対して年額60百万円以内と決議されています。

c. 上記定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等

a. 常勤取締役（業務執行取締役）の報酬は固定報酬としての基礎報酬、業績連動報酬、株式報酬型ストックオプションより構成し、経営の監督機能を担う非常勤（社外）取締役の報酬は基礎報酬から構成しております。当社の役員の報酬のうち、非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストックオプションであります。また、その構成割合については、役位ごとに年間報酬総額の割合を基礎報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬型ストックオプション10%とする役位別ベース報酬額を定めております。

b. 基礎報酬は金銭報酬とし、定額の役員報酬基準金額に、「役位」、「代表権の有無」および「常勤・非常勤」に応じて定めた基準値を乗じて月額基礎報酬を算出しています。

c. 業績連動報酬は金銭報酬とし、業務執行取締役が持分法適用会社を含む連結対象会社全体の経営を意識し、継続的な利益確保を実現することが、企業基盤の強化と企業価値の向上を成し、持続可能な企業集団の源泉になるという理由から、業績連動報酬の指標として連結営業利益および連結経常利益を選択しています。なお、当連結会計年度の連結営業利益は4,296百万円、連結経常利益は5,728百万円となりました。

d. 業績連動報酬の額の決定方法については、役位別ベース報酬額で定める業績連動報酬（報酬全体の30%）の内、3分の2は連結営業利益（30%）、連結経常利益（70%）の前期比増減率および予算達成率により算定した係数を乗じた額とし、3分の1は個人別に設定した年度目標に対して会社業績に与えた影響度または経営への貢献度に基づく定性評価により算定した係数を乗じた額を算出し、それらの合計を年間業績連動報酬額としております。

e. 指名・報酬委員会では基礎報酬および業績連動報酬の算出結果について、公表されている役員報酬に関する統計資料も参照し、水準や個人査定 of 適切性等を客観的な視点から審議した上で決定しています。

ニ. 監査等委員である取締役の報酬等

a. 監査等委員である取締役の金銭報酬は基礎報酬のみとなっています。

b. 基礎報酬は基準金額に役割（社内外、常勤・非常勤）に定めた基準値を乗じて月額報酬を算出しています。

c. 指名・報酬委員会では公表されている役員報酬に関する統計資料も参照し、報酬水準の適切性等を客観的な視点から審議し決議した後、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

ホ. 株式報酬

- a. 当社業績と株式価値との連動性を強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割当てています。
- b. 具体的な付与株式数は月額基礎報酬の2倍の額に決算期末前3ヶ月間の平均株価で除して算出した株式数を付与します(単元未満切り捨て)。特に職務上の功績が顕著な場合は30%の範囲内で特別に加算することがあります。
- c. 指名・報酬委員会では、発行する新株予約権の総数および個別割当て数について、その適切性について審議し決議しています。
- d. スtockオプション制度の内容および株価の推移につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」および「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (2)提出会社の経営指標等」をご参照ください。

ヘ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の役員への報酬の額については、取締役会から委任を受けた代表取締役社長社長執行役員木村隆志が決定しております。権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績や事業環境等を踏まえ、総合的な評価を行うのに最も適しているからであります。当該決定については代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は社外取締役が委員長となり、過半数の委員が社外取締役によって構成される指名・報酬委員会に、取締役の報酬全般についてその水準、体系および個々の報酬額の適切性について諮問し、答申を受けることとしています。以上の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	238	130	107	—	22	6
社外役員	46	46	—	—	—	6

- (注) 1. 取締役(社外取締役を除く。)には、2025年6月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名を含んでおります。
2. 社外役員には、2025年6月26日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した社外役員1名を含んでおります。
3. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、業績連動報酬22百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を「純投資目的である投資株式」とし、当該企業との提携及び取引拡大並びに情報交換や用途開発等、総合的な保有メリットを図ることを主目的として保有する株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式においては、資本コストを勘案した上での保有メリットを定量的・定性的に分析するとともに、保有目的や取引状況、今後の発展性等を総合的に勘案し、保有を段階的に縮減させ必要最低限とすべく、定期的に年一回の取締役会において、全株式を個別に検証し保有方針を決定しております。

また、政策保有株式の議決権行使については、当該企業の企業価値の向上に資するものであるか、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか等、総合的に判断し適切に行使しております。

なお、保有しないこととした株式については方法につき検討の上売却を進め、その進捗状況についても取締役会に報告致します。また、第19期連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の保有方針については、2025年4月開催取締役会にて検証を行いました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	27	1,594
非上場株式以外の株式	9	8,823

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)しずおかフィナンシャルグループ	1,316,000	1,316,000	財務関係取引の円滑な推進を目的として保有し、主力行としての情報提供力及び資金調達における優位性を定量的・定性的に検証(注)1	有
	3,372	2,135		
(株)トーモク	540,000	540,000	事業活動の円滑な推進と強化を目的として保有し、産業素材事業における日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)の重要な取引先として定量的・定性的に検証(注)1	有
	1,822	1,297		
大成建設(株)	66,250	66,250	事業活動の円滑な推進と強化を目的として保有し、土木・造園工事事業における事業協力や情報交換状況について定量的・定性的に検証(注)1	無
	1,063	437		
王子ホールディングス(株)	750,575	750,075	2007年6月に特殊紙事業分野の相互OEM生産・新商品共同開発・共同研究開発等を目的とした資本提携を実施し、この提携関係の円滑な推進と強化を目的として保有し、特殊素材事業におけるOEM生産等を定量的・定性的に検証(注)1	有
	635	470		
(株)ニッピ	50,000	50,000	事業活動の円滑な推進と強化を目的として保有し、特殊素材事業を始めとする情報交換や新商品開発検討を定量的・定性的に検証(注)1	有
	606	285		
昭和パックス(株)	130,000	130,000	事業活動の円滑な推進と強化を目的として保有し、産業素材事業における日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)の重要な取引先として定量的・定性的に検証(注)1	有
	387	241		
三菱製紙(株)	458,300	458,300	事業活動の円滑な推進と強化を目的として保有し、特殊素材事業における安定資材調達先として定量的・定性的に検証(注)1	有
	378	299		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
平和紙業(株)	814,100	814,100	営業取引の円滑な推進と強化を 目的として保有し、特殊素材事 業における重要な取引先として 定量的・定性的に検証(注)1	有
	369	362		
ダイナパック(株)	80,000	80,000	事業活動の円滑な推進と強化を 目的として保有し、産業素材事 業における日本東海インダスト リアルペーパーサプライ(株)の重 要な取引先として定量的・定性 的に検証(注)1	無
	187	154		

(注)1 当社は、資本コストを勘案した上での保有メリットを、保有目的や取引状況、今後の発展性を勘案し、定量的分析のみならず定性的分析を行い、保有方針を総合的に決定しております。従って、定量的な保有効果のみの開示は相応しくなく、加えて、定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難であり、保有の合理性を検証した方法について記載しております。

2 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分(実質所有株式数)を勘案し記載しています。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

①人材戦略に関する基本方針

第7次中期経営計画は、ビジョン2035の実現に向けた最初の3年間と位置付けております。「将来の収益を生み出すための種まきと、これまで培ってきた事業及び経営基盤の強化という土壌作り」を基本的な考え方とし、「生産体制・製品／サービス構成の最適化」、「環境事業の基盤固めと周辺領域への拡大」及び「成長を支えるサステナビリティ経営の高度化」を重点戦略としております。

当社グループは、長期目標の達成に向けて最も重要な経営資源は「人」であり、これらの実現には「人の力」が不可欠であるとの認識のもと、持続的な企業価値向上の源泉として人材に投資しております。2008年に制定した人事基本方針においても、「人を最も重要な財産と位置付け従業員一人ひとりと信頼で結ばれ、全従業員が高いモチベーションを維持しながら活躍できる環境整備と会社の持続的な成長を支える組織風土の醸成」を掲げております。

こうした考え方を基本として、「能動性」「専門性」「国際性」「多様性」の4つの人材像を掲げ、人材育成及び人材活用の基本方針としております。また、当社グループで働くことに誇りを持ち、従業員一人ひとりが前向きに行動し、心理的安全性と高いエンゲージメントのもと、自ら手を挙げて挑戦できる組織づくりを進め、グループ全従業員が活躍できる環境づくりと一体感の醸成を目指しております

その実現に向け、「能動性」「専門性」「国際性」「多様性」を備えた人材の育成を推進し、DE&Iの推進、健康経営及びエンゲージメント向上に取り組むとともに人材情報の可視化及び戦略的な人材配置・育成を推進するため、タレントマネジメントシステムをはじめとする人事基盤の整備を進めております。

これらの取組みを通じて、従業員の成長と会社の成長の好循環を実現し、事業ポートフォリオの変革と持続的な成長を支える人材基盤の構築を目指しております。

②従業員給与・報酬の決定に関する方針

当社は、従業員の能力開発及び成長を促進するとともに、多様な人材が活躍できる環境の実現を基本的な考え方として給与等の制度を運用しております。

[給与]

給与については、職能資格制度に基づく職能給を基本としております。当社は、能力主義をベースにした職能資格制度が、従業員の雇用の安定、人材育成及び良好な労使関係の構築に資するものと考えております。製造業として長年培ってきた技能や知識、経験の蓄積を重視しながら、能力の発揮や成果をより適切に処遇へ反映するため、制度の見直しを継続的に行っております。

また、多様なキャリア形成や専門性の高度化に対応するため、専門性を有する人材がその能力や役割に応じた処遇を受けられるよう、複線型の人事制度を導入しております。

さらに、工場操業に必要な資格を有する従業員の役割や専門性を適切に評価するため資格選任手当を導入するなど、専門人材の育成及び活躍を支援しております。

[賞与]

賞与については、会社業績及び個人の成績考課の結果を勘案して支給額を決定しております。労使ともに賞与が生活給の一部であるという共通認識のもと、安定的に支給することを基本としております。

[その他]

物価上昇への対応や社会全体の賃上げ機運も背景にはありますが、人材への投資が持続的な企業価値向上につながるの考えのもと、継続的な処遇改善に取り組んでおります。その一環として、2023年以降継続的にベースアップを実施しております。

(2) 【従業員の状況】

①連結会社の状況

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)	
産業素材事業	469	(90)
特殊素材事業	463	(35)
生活商品事業	263	(69)
環境関連事業	627	(174)
報告セグメント計	1,822	(368)
全社 (共通)	51	(13)
合計	1,873	(381)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②提出会社の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
429	42歳1ヵ月	19年1ヵ月	7,155,768	6.1

セグメントの名称	従業員数 (名)	
産業素材事業	1	(0)
特殊素材事業	370	(23)
生活商品事業	0	(0)
環境関連事業	7	(0)
報告セグメント計	378	(23)
全社 (共通)	51	(11)
合計	429	(34)

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております

2 平均勤続年数は、特種製紙㈱及び東海パルプ㈱からの通算勤続年数となっております。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

③労働組合の状況

当社グループには特種東海製紙労働組合等が組織されており、2026年3月31日現在の労働組合の組合員数合計は1,001名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

④管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

ア. 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
5.2	35.3	75.7	76.8	60.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 対象は提出会社原籍者とし、他社への出向者を含み、他社からの出向者を除き算定しております。

イ. 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の額の差異 (%) (注) 1		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
株式会社トライフ	—	100.0	—	—	—
トーエイ株式会社	4.2	—	—	—	—
株式会社貴藤	13.3	—	—	—	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

⑤使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の状況

株式付与E S O P信託

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、当社及び当社のグループ会社の従業員(国内非居住者を除く。以下、「対象従業員」という。)を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」(以下、「本制度」という。)の導入を決議いたしました。

ア. 本制度の概要

本制度では株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下、「E S O P信託」という。)と称される仕組みを採用します。本制度は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付及び給付する制度です。

本制度の導入により、対象従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができ、株価を意識した対象従業員の業務遂行を促すとともに、対象従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である対象従業員の意思が反映される仕組みであり、対象従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

イ. 交付する予定の当社株式の総数

2026年3月31日時点におけるE S O P信託の保有株式数は、288,000株であります。

ウ. 本制度における受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

対象従業員のうち受益者要件を充足する者

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っています。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、当機構及び企業会計基準委員会等が開催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,381	7,806
受取手形	106	19
売掛金	25,453	24,500
電子記録債権	1,118	644
契約資産	35	60
商品及び製品	5,527	6,696
仕掛品	1,888	2,148
原材料及び貯蔵品	7,461	7,678
その他	1,448	1,451
貸倒引当金	△24	△23
流動資産合計	54,397	50,983
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	53,122	54,434
減価償却累計額	△36,742	△37,324
建物及び構築物（純額）	※1 16,380	※1 17,109
機械装置及び運搬具	175,406	177,261
減価償却累計額	△148,112	△149,524
機械装置及び運搬具（純額）	※1 27,293	※1 27,737
土地	※1 12,928	※1 13,111
建設仮勘定	6,252	6,674
その他	7,432	7,582
減価償却累計額	△5,841	△5,887
その他（純額）	1,591	1,694
有形固定資産合計	64,445	66,327
無形固定資産		
のれん	3,398	2,923
その他	355	435
無形固定資産合計	3,754	3,359
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 14,006	※3 17,474
退職給付に係る資産	585	1,008
繰延税金資産	670	768
その他	※3 1,703	※3 1,531
貸倒引当金	△126	△143
投資その他の資産合計	16,839	20,639
固定資産合計	85,039	90,326
資産合計	139,436	141,310

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,388	8,581
短期借入金	※1 8,976	※1 8,450
1年内返済予定の長期借入金	※1 5,539	※1 5,819
1年内償還予定の社債	110	110
未払法人税等	1,346	968
賞与引当金	559	611
事業構造改善引当金	385	—
その他	※4 8,477	※4 8,859
流動負債合計	34,783	33,400
固定負債		
社債	195	80
長期借入金	※1 14,351	※1 12,028
繰延税金負債	454	1,716
役員退職慰労引当金	99	102
環境対策引当金	47	47
関係会社事業損失引当金	28	31
退職給付に係る負債	995	1,054
資産除去債務	606	607
その他	2,040	2,140
固定負債合計	18,819	17,808
負債合計	53,602	51,208
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金	4,487	3,977
利益剰余金	64,213	67,129
自己株式	△4,723	△4,834
株主資本合計	75,462	77,758
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,343	4,566
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整累計額	739	973
その他の包括利益累計額合計	3,082	5,539
新株予約権	138	162
非支配株主持分	7,150	6,641
純資産合計	85,834	90,102
負債純資産合計	139,436	141,310

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
売上高	※1 94,800	※1 95,413
売上原価	※2,※4 82,097	※2,※4 81,744
売上総利益	12,702	13,669
販売費及び一般管理費	※3,※4 8,774	※3,※4 9,372
営業利益	3,928	4,296
営業外収益		
受取利息	8	16
受取配当金	269	379
受取賃貸料	123	125
受取保険金	164	57
持分法による投資利益	1,544	844
その他	481	426
営業外収益合計	2,590	1,851
営業外費用		
支払利息	203	293
賃貸費用	17	16
その他	70	108
営業外費用合計	291	418
経常利益	6,227	5,728
特別利益		
固定資産売却益	※5 121	※5 47
投資有価証券売却益	800	—
事業構造改善引当金戻入額	—	141
受取保険金	※6 128	※6 450
その他	—	85
特別利益合計	1,050	723
特別損失		
固定資産売却損	※7 4	※7 1
固定資産除却損	※8 181	※8 139
減損損失	※9 717	※9 65
関係会社株式評価損	33	—
事業構造改善費用	※10 620	—
災害による損失	57	—
貸倒引当金繰入額	85	17
関係会社事業損失引当金繰入額	28	3
その他	69	—
特別損失合計	1,797	226
税金等調整前当期純利益	5,481	6,226
法人税、住民税及び事業税	1,724	1,586
法人税等調整額	△171	90
法人税等合計	1,553	1,677
当期純利益	3,927	4,548
非支配株主に帰属する当期純利益	320	180
親会社株主に帰属する当期純利益	3,607	4,368

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	3,927	4,548
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△165	2,221
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整額	425	233
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	1
その他の包括利益合計	※ 254	※ 2,456
包括利益	4,182	7,004
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,862	6,824
非支配株主に係る包括利益	320	180

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	5,503	62,140	△5,089	74,038
当期変動額					
剰余金の配当			△1,533		△1,533
親会社株主に帰属する当期純利益			3,607		3,607
自己株式の取得				△672	△672
自己株式の処分		△1		24	22
自己株式の消却		△1,014		1,014	—
株式給付信託に対する自己株式の処分					—
株式給付信託による自己株式の取得					—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△1,015	2,073	366	1,423
当期末残高	11,485	4,487	64,213	△4,723	75,462

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,514	△0	313	2,827	144	6,916	83,927
当期変動額							
剰余金の配当							△1,533
親会社株主に帰属する当期純利益							3,607
自己株式の取得							△672
自己株式の処分							22
自己株式の消却							—
株式給付信託に対する自己株式の処分							—
株式給付信託による自己株式の取得							—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△170	0	425	255	△6	234	482
当期変動額合計	△170	0	425	255	△6	234	1,906
当期末残高	2,343	0	739	3,082	138	7,150	85,834

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,485	4,487	64,213	△4,723	75,462
当期変動額					
剰余金の配当			△1,452		△1,452
親会社株主に帰属する当期純利益			4,368		4,368
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分					—
自己株式の消却					—
株式給付信託に対する自己株式の処分		109		327	436
株式給付信託による自己株式の取得				△436	△436
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△618			△618
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△509	2,916	△110	2,296
当期末残高	11,485	3,977	67,129	△4,834	77,758

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,343	0	739	3,082	138	7,150	85,834
当期変動額							
剰余金の配当							△1,452
親会社株主に帰属する当期純利益							4,368
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							—
自己株式の消却							—
株式給付信託に対する自己株式の処分							436
株式給付信託による自己株式の取得							△436
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△618
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,222	△0	233	2,456	24	△509	1,971
当期変動額合計	2,222	△0	233	2,456	24	△509	4,267
当期末残高	4,566	△0	973	5,539	162	6,641	90,102

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,481	6,226
減価償却費	6,243	6,607
減損損失	717	65
のれん償却額	423	475
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	83	15
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	94	△25
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4	3
環境対策引当金の増減額 (△は減少)	△3	—
事業構造改善引当金の増減額 (△は減少)	385	△385
受取利息及び受取配当金	△277	△396
支払利息	203	293
持分法による投資損益 (△は益)	△1,544	△844
有形固定資産除却損	181	139
有形固定資産売却損益 (△は益)	△117	△46
投資有価証券売却損益 (△は益)	△800	—
事業構造改善引当金戻入額	—	△141
受取保険金	△292	△507
事業構造改善費用	620	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△39	1,488
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1,896	△1,646
仕入債務の増減額 (△は減少)	△637	△807
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△858	270
その他	△405	△180
小計	7,566	10,602
利息及び配当金の受取額	1,880	1,163
利息の支払額	△206	△290
保険金の受取額	292	507
法人税等の支払額	△1,199	△2,096
法人税等の還付額	439	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,773	9,894

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△768	△720
定期預金の払戻による収入	788	781
有形固定資産の取得による支出	△9,905	△8,237
有形固定資産の売却による収入	130	173
無形固定資産の取得による支出	△190	△185
国庫補助金等の受入による収入	1,230	295
投資有価証券の取得による支出	△20	△0
投資有価証券の売却による収入	959	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △1,525	—
関係会社株式の取得による支出	—	△203
その他	△65	174
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,366	△7,921
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△674	△526
長期借入れによる収入	6,900	3,900
長期借入金の返済による支出	△5,265	△5,943
社債の償還による支出	△95	△115
自己株式の取得による支出	△672	△1
配当金の支払額	△1,532	△1,452
非支配株主への配当金の支払額	△84	△96
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△1,211
その他	△72	△41
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,495	△5,486
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,088	△3,513
現金及び現金同等物の期首残高	12,687	10,599
現金及び現金同等物の期末残高	※1 10,599	※1 7,085

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

主要な連結子会社名は、「第1. 企業の概況、4. 関係会社の状況」に記載しているため記載を省略しております。

(2) 非連結子会社の数 3社

(株)モルディア、(有)ハヤト、(株)フジエダロード

(3) 連結の範囲から除外した理由

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

主要な持分法適用関連会社の名称

大一コンテナ(株)、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社3社（(株)モルディア、(有)ハヤト、(株)フジエダロード）及び関連会社3社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)駿河サービス工業、トーエイ(株)、(株)貴藤の決算日は2月末であります。連結財務諸表の作成にあたり、(株)駿河サービス工業、トーエイ(株)、(株)貴藤については同社の決算日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に発生した連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

なお、(株)貴藤は、当連結会計年度より決算日を従来の9月30日から2月末日に変更しております。前連結会計年度の連結財務諸表の作成にあたっては、同社について12月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりました。このため、当連結会計年度においては、2025年1月1日から2026年2月28日までの14か月間を連結しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

②デリバティブ…時価法

③棚卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 6～50年

機械装置及び運搬具 3～22年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④環境対策引当金
当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。
- ⑤事業構造改善引当金
当社は特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。
- ⑥関係会社事業損失引当金
関係会社（非連結子会社）の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。
- ③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ④小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
産業素材事業、特殊素材事業、生活商品事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきましては電力供給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。
環境関連事業においては、サーマルリサイクル燃料の製造・販売および廃棄物の収集、運搬、処理等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給すること、廃棄物の収集等の役務を顧客に提供することを履行義務としており、原則として製品の納入時点、役務の提供時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。
また株式会社特種東海フォレストが事業を行っている建築土木工事契約につきましては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、期末日までに発生した実際原価が見積総原価の合計に占める割合に基づいて行っております。上記にかかわらず、契約における取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。
以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベートなどの変動対価を控除した金額で算定しております。なお、重要な変動対価の見積りはありません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

③ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定期的に償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	670	768
繰延税金負債	454	1,716

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	64,445	66,327
無形固定資産	3,754	3,359
減損損失	717	65

(注) 前連結会計年度の減損損失は、三島工場第二製造部加工、岐阜工場、三島工場ディーゼル発電設備、島田工場フィブリックに係る金額を上表に記載しております。当連結会計年度の減損損失は、三島工場第二製造部加工に係る金額を上表に記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシ

キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の金額を測定するうえでの使用価値による回収可能価額の算定に利用される将来キャッシュ・フローは、関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。

減損の兆候があると認められた三島工場第二製造部加工は、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。将来の環境の変化などにより、その他の資産グループに減損の兆候があると認められた場合、当該環境の変化などが関連する事業の事業計画に及ぼす影響によっては、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3 のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	3,398	2,923

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っております。上記ののれんは、当該事業拡大の一環として行った、株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤の取得により生じたものであり、その帳簿価額には買収時点において期待された各社の将来の事業展開による超過収益力が反映されております。

のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合、減損損失の認識の要否を判定し、認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を認識します。減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれます。

当連結会計年度末において、上記3社の取得により生じたのれんに減損の兆候はないと判断しておりますが、買収時点で見込んでいた事業計画が大きく未達となる等、当該事業計画の前提となった経営環境が著しく悪化した場合、または著しい悪化が見込まれる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示していた「電子記録債権」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動資産の「受取手形」に表示していた1,224百万円は、「受取手形」106百万円、「電子記録債権」1,118百万円として組替えております。

(追加情報)

(株式付与E S O P信託の導入)

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、当社及び当社のグループ会社の従業員（国内非居住者を除く。）を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与E S O P信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしました。また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、2025年12月1日に払込みが完了しております。本自己株式処分に関する会計処理については、当社と本信託は一体とする会計処理をしており、本信託が所有する当社株式を含む資産及び負債については、連結貸借対照表に含めて計上しております。

なお、当連結会計年度末の本信託に残存する当社株式（自己株式）の帳簿価額は436百万円、株式数は288,000株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
建物及び構築物	4,249	(4,130)百万円	4,294	(4,293)百万円
機械装置及び運搬具	16,099	(16,099)	15,949	(15,949)
土地	2,632	(1,678)	2,632	(1,678)
計	22,981	(21,908)	22,875	(21,921)

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
短期借入金	600	(-)百万円	600	(-)百万円
1年内返済予定の長期 借入金	981	(856)	1,015	(821)
長期借入金	2,054	(1,272)	1,044	(451)
計	3,635	(2,128)	2,659	(1,272)

() の金額 (内数) は工場財団抵当資産及び当該債務を示しております。

2 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)		当連結会計年度 (2026年3月31日)	
富士製紙協同組合	249百万円		富士製紙協同組合	249百万円

(注) 富士製紙協同組合への保証は、複数の保証人のいる連帯保証によるものであり、当社グループの負担となる金額を記載しております。

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
投資有価証券(株式)	6,613百万円	6,893百万円
その他(出資金)	2	2
計	6,615	6,895

※4 その他に含まれる契約負債の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
契約負債	280百万円	256百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
△118百万円	141百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目と金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
製品運送諸掛	876百万円	832百万円
給与手当	1,741	1,963
賞与引当金繰入額	139	150
退職給付費用	134	95
減価償却費	472	475
のれん償却額	423	475

※4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
574百万円	551百万円

※5 固定資産売却益は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	68百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	22	44
土地	30	-
その他	0	0
計	121	47

※6 受取保険金は次のとおりであります。
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
R1B左側壁噴破による設備復旧の保険金を受け取っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
2025年1月に発生した連結子会社である㈱レックスの工場火災における保険金を受け取っております。

※7 固定資産売却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	1百万円	-百万円
機械装置及び運搬具	1	1
土地	1	-
その他	-	0
計	4	1

※8 固定資産除却損は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物及び構築物	6百万円	13百万円
機械装置及び運搬具	20	34
撤去費その他	155	90
計	181	139

※9 減損損失は次のとおりであります。
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具	70百万円
岐阜県岐阜市 (岐阜工場)	紙製造設備	無形固定資産「その他」	3百万円
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場 ディーゼル発電設備)	紙製造設備	機械装置及び運搬具	31百万円
静岡県島田市向島町 (島田工場フィブリック)	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 有形固定資産「その他」	612百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していること、また、同事業の岐阜工場では、特に印刷情報メディア用途における需要減少が継続していることに伴い、それぞれ回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

同事業の三島工場ディーゼル発電設備は、当連結会計年度において遊休設備とする意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場ディーゼル発電設備の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

同事業の島田工場フィブリックは、当連結会計年度において用途を転用するという意思決定がなされたため、当

該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
島田工場フィブリックの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物 148 百万円、機械装置及び運搬具 564 百万円、有形固定資産「その他」 1 百万円、無形固定資産「その他」 3 百万円であります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具 有形固定資産「その他」	65百万円

当社グループは主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していることに伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

減損損失の主な内訳は、機械装置及び運搬具 63 百万円、有形固定資産「その他」 2 百万円であります。

※10 事業構造改善費用は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用を計上したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	600百万円	3,189百万円
組替調整額	△797	—
法人税等及び税効果調整前	△196	3,189
法人税等及び税効果額	30	△967
その他有価証券評価差額金	△165	2,221
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	0	△0
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	0	△0
法人税等及び税効果額	△0	0
繰延ヘッジ損益	0	△0
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	633	401
組替調整額	△12	△63
法人税等及び税効果調整前	621	338
法人税等及び税効果額	△196	△104
退職給付に係る調整額	425	233
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△5	1
その他の包括利益合計	254	2,456

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	13,300,000	—	300,000	13,000,000
合計	13,300,000	—	300,000	13,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 1, 2	1,504,938	185,799	307,100	1,383,637
合計	1,504,938	185,799	307,100	1,383,637

(注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の減少300,000株は自己株式消却によるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少307,100株は、自己株式消却による減少300,000株、ストック・オプションの行使による減少7,100株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加185,799株はToSTNeT-3による増加185,500株、単元未満株式の買取りによる増加299株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 138百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	825	70.0	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	708	60.0	2024年9月30日	2024年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	696	利益剰余金	60.0	2025年3月31日	2025年6月27日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	13,000,000	26,000,000	—	39,000,000
合計	13,000,000	26,000,000	—	39,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2, 3, 4	1,383,637	3,056,232	288,000	4,151,869
合計	1,383,637	3,056,232	288,000	4,151,869

(注) 1 普通株式の発行済株式数の増加26,000,000株は、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。

2 当連結会計年度末普通株式の自己株式には、株式給付信託(ESOP)の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式288,000株を含めております。

3 普通株式の自己株式の増加3,056,232株は、株式給付信託(ESOP)の当社株式取得による増加288,000株、株式分割による増加2,767,590株、単元未満株式の買取りによる増加642株によるものであります。

4 普通株式の自己株式の減少288,000株は、株式給付信託(ESOP)に対する処分による減少288,000株によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当連結会計年度末残高 当社 162百万円

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	696	60.0	2025年3月31日	2025年6月27日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	755	65.0	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会 (予定)	普通株式	1,124	利益剰余金	32.0	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 2026年6月26日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式給付信託(ESOP)の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	11,381百万円	7,806百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△781	△720
現金及び現金同等物	10,599	7,085

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社貴藤ホールディングスおよび同社の子会社である株式会社貴藤を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1,792百万円
固定資産	1,839
のれん	1,231
流動負債	△795
固定負債	△1,325
株式の取得価額	2,741
現金及び現金同等物	△1,215
差引:取得による支出	1,525

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	176	167
1年超	409	243
合計	586	411

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び社債等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨による買掛金支払額及び売掛金受取額の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理セクションが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関等と取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金の支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。連結子会社についても、当社の管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、当社の管理規程に準じて同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち49.86%が特定の大口顧客に対するものであります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)			
其他有価証券	5,791	5,791	—
資産計	5,791	5,791	—
(2) 社債(*3)	305	298	△6
(3) 長期借入金(*3)	19,891	19,422	△469
負債計	20,196	19,720	△475
デリバティブ取引(*4)	0	0	—

(*1) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿に近似する預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	8,200

(*3) 1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*5) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は14百万円であります。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2)			
其他有価証券	8,963	8,963	—
資産計	8,963	8,963	—
(2) 社債(*3)	190	184	△5
(3) 長期借入金(*3)	17,848	17,069	△779
負債計	18,038	17,253	△784
デリバティブ取引(*4)	(0)	(0)	—

(*1) 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿に近似する預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金については、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	8,505

(*3) 1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(*5)連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は5百万円であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,381	-	-	-
受取手形	106	-	-	-
電子記録債権	1,118	-	-	-
売掛金	25,453	-	-	-
合計	38,060	-	-	-

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,806	-	-	-
受取手形	19	-	-	-
電子記録債権	644	-	-	-
売掛金	24,500	-	-	-
合計	32,971	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,976	-	-	-	-	-
社債	110	110	85	-	-	-
長期借入金	5,539	4,977	4,118	2,543	1,353	1,358
合計	14,625	5,087	4,203	2,543	1,353	1,358

当連結会計年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	8,450	-	-	-	-	-
社債	110	80	-	-	-	-
長期借入金	5,819	4,937	3,322	2,107	718	942
合計	14,379	5,017	3,322	2,107	718	942

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	5,743	-	-	5,743
債権	-	19	-	19
その他	-	27	-	27
デリバティブ取引				
通貨関連	-	0	-	0
資産計	5,743	48	-	5,791

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,911	-	-	8,911
債権	-	19	-	19
その他	-	31	-	31
資産計	8,911	51	-	8,963
デリバティブ取引				
通貨関連	-	0	-	0
負債計	-	0	-	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	298	—	298
長期借入金	—	19,422	—	19,422
負債計	—	19,720	—	19,720

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	184	—	184
長期借入金	—	17,069	—	17,069
負債計	—	17,253	—	17,253

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している上場債券及びその他は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価値とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負 債

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レートの観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しており、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2025年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	5,743	2,571	3,171
(2)債券	-	-	-
(3)その他	14	9	4
小計	5,757	2,581	3,176
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券	19	19	△0
(3)その他	13	14	△1
小計	33	34	△1
合計	5,791	2,616	3,174

当連結会計年度 (2026年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	8,911	2,572	6,339
(2)債券	-	-	-
(3)その他	26	19	7
小計	8,938	2,591	6,346
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券	19	19	△0
(3)その他	4	5	△0
小計	24	24	△0
合計	8,963	2,616	6,346

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	959	800	-

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について33百万円（非連結子会社の株式33百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について減損処理を行っておりません。

なお、市場価格のない株式等以外の有価証券の減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。また、市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の可否を決定しております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

該当事項はありません。

（2）金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

前連結会計年度

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建・ユーロ	売掛金	14	-	△0
	為替予約取引 売建・人民元	売掛金	10	-	0
	為替予約取引 買建・米ドル	買掛金	26	-	0

当連結会計年度

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建・ユーロ	売掛金	9	-	△0
	為替予約取引 売建・人民元	売掛金	6	-	△0
	為替予約取引 売建・米ドル	売掛金	1	-	△0

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2025年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,094	668	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2026年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	668	241	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度並びに中小企業退職金共済制度等を設けております。なお、一部の連結子会社は、退職給付債務算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、従業員の退職等に際して、退職給付会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	4,000百万円	3,328百万円
勤務費用	196	154
利息費用	4	53
数理計算上の差異の発生額	△631	10
退職給付の支払額	△240	△120
退職給付債務の期末残高	3,328	3,426

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
年金資産の期首残高	3,922百万円	3,914百万円
期待運用収益	78	78
数理計算上の差異の発生額	1	412
事業主からの拠出額	151	150
退職給付の支払額	△240	△120
年金資産の期末残高	3,914	4,435

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	858百万円	995百万円
退職給付費用	230	160
退職給付の支払額	△52	△53
制度への拠出額	△41	△48
退職給付に係る負債の期末残高	995	1,054

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	4,228百万円	4,348百万円
年金資産	△4,303	△4,837
	△75	△489
非積立型制度の退職給付債務	485	534
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	409	45
退職給付に係る負債	995	1,054
退職給付に係る資産	△585	△1,008
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	409	45

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	196百万円	154百万円
利息費用	4	53
期待運用収益	△78	△78
数理計算上の差異の費用処理額	△12	△63
簡便法で計算した退職給付費用	230	160
確定給付制度に係る退職給付費用	340	226

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
数理計算上の差異	621百万円	338百万円
合計	621	338

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
未認識数理計算上の差異	1,070百万円	1,408百万円
合計	1,070	1,408

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
債券	19%	16%
株式	51	56
一般勘定	30	28
その他	0	0
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
割引率	1.6%	1.6%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	5.1%	5.1%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度196百万円、当連結会計年度196百万円でありま

す。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費	16	26

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 11名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 4名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役1名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 62,700株	普通株式 57,600株	普通株式 44,100株	普通株式 48,600株
付与日	2011年8月10日	2012年8月10日	2013年8月12日	2014年8月12日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2011年8月11 日 至 2031年8月 10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2012年8月11 日 至 2032年8月 10日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2013年8月13 日 至 2033年8月 12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2014年8月13 日 至 2034年8月 12日)

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 11名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名) 当社監査役 3名 (うち社外監 査役2名)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 40,200株	普通株式 27,300株	普通株式 23,100株	普通株式 21,300株
付与日	2015年9月15日	2016年8月10日	2017年8月10日	2018年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2015年9月16 日 至 2035年9月 15日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2016年8月12 日 至 2036年8月 11日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2017年8月14 日 至 2037年8月 13日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2018年8月13 日 至 2038年8月 12日)

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名)	当社取締役 10名 (うち社外 取締役2名)	当社取締役 9名 (うち社外 取締役2名)	当社取締役 5名 (社外取締役 を除く)
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 21,000株	普通株式 23,100株	普通株式 14,700株	普通株式 14,100株
付与日	2019年8月9日	2020年8月13日	2021年8月13日	2022年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2019年8月13 日 至 2039年8月 12日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2020年8月14 日 至 2040年8月 13日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2021年8月16 日 至 2041年8月 15日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2022年8月12 日 至 2042年8月 11日)

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション	2025年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社取締役 5名 (社外取締役 を除く) 当社上席執行 役員 1名	当社取締役 5名 (社外取締役 を除く) 当社上席執行 役員 1名	当社取締役 5名 (社外取締役 を除く) 当社上席執行 役員含む役付 執行役員 2名
株式の種類別のス tock・オプションの 数(注)	普通株式 21,000株	普通株式 16,200株	普通株式 22,200株
付与日	2023年8月10日	2024年8月14日	2025年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。	権利確定条件は付され ておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。	対象勤務期間の定めは ありません。
権利行使期間	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2023年8月14 日 至 2043年8月 13日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2024年8月15 日 至 2044年8月 14日)	新株予約権の付与日 の翌日から20年以内 (自 2025年8月12 日 至 2045年8月 11日)

(注)株式数に換算して記載しております。なお、2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合および2025年10月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っているため、当該株式併合および株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	3,600	3,900	3,600	7,200
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	3,600	3,900	3,600	7,200

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,700	11,100	9,300	9,300
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	5,700	11,100	9,300	9,300

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	10,200	12,300	9,000	12,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	900	600	—
未行使残	10,200	11,400	8,400	12,000

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション	2025年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	22,200
失効	—	—	—
権利確定	—	—	22,200
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	18,300	16,200	—
権利確定	—	—	22,200
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	18,300	16,200	22,200

(注)2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合および2025年10月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っているため、当該株式併合および株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2011年 ストック・オプション	2012年 ストック・オプション	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	383	573	573	637

	2015年 ストック・オプション	2016年 ストック・オプション	2017年 ストック・オプション	2018年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,000	1,093	1,320	1,345

	2019年 ストック・オプション	2020年 ストック・オプション	2021年 ストック・オプション	2022年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,057	1,447	1,377	851

	2023年 ストック・オプション	2024年 ストック・オプション	2025年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	967	1,008	1,210

(注) 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合および2025年10月1日付で普通株式1株を3株とする株式分割を行っているため、当該株式併合および株式分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2025年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	2025年ストック・オプション
株価変動性（注） 1	21.905%
予想残存期間（注） 2	4.963年
予想配当（注） 3	130 円/株
無リスク利子率（注） 4	1.031%

（注） 1 予想残存期間に対応する付与日までの直近期間の株価実績に基づき算定しております。

2 過去の役員の在任期間データと、付与対象者の就任日から割当日までの経過年数から、割当日以降の残存勤務年数を見積り、予想残存期間としております。

3 付与日時点における2026年3月期の配当予想によっております。

4 予想残存期間に対応した期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	380百万円	426百万円
減損損失	1,070	866
税務上の繰越欠損金	153	173
退職給付に係る負債	327	347
投資有価証券評価損	78	78
減価償却超過	289	291
固定資産未実現利益	355	407
役員退職慰労引当金	33	35
資産除去債務	191	191
その他	931	795
繰延税金資産小計	3,812	3,614
評価性引当額	△1,808	△1,769
繰延税金資産合計	2,004	1,845
繰延税金負債との相殺	△1,334	△1,076
繰延税金資産純額	670	768
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	464	375
その他有価証券評価差額金	1,002	1,970
退職給付に係る資産	159	287
その他	162	158
繰延税金負債合計	1,788	2,792
繰延税金資産との相殺	△1,334	△1,076
繰延税金負債純額	454	1,716

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3	△0.3
住民税均等割	0.5	0.4
評価性引当額の増減	3.0	△0.2
試験研究費等税額控除	△1.4	△2.4
持分法投資損益	△8.4	△4.1
のれん償却額	2.3	2.3
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.1	△0.5
その他	2.3	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3	26.9

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等
子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 トーエイ株式会社

事業の内容 プラスチック・金属・ガラス等の再資源化、家電リサイクル、太陽光発電事業、航空機部品加工請負、浄化槽・下水道メンテナンス

(2) 企業結合日

2025年5月30日(持分取得日)

2025年5月31日(みなし取得日)

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

非支配株主が保有する株式を全て取得し、同社を当社の完全子会社とするものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価 現金

取得原価 1,211百万円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

618百万円

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として工場配管に含まれるアスベストを法的手順に則した処分方法で廃棄する義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主として12年と見積っております。なお、当該主要な設備については、既に使用見込期間を経過していることから、割引計算を行っておりません。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	642 百万円	607 百万円
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	△12	-
その他増減額(△は減少)	△24	-
期末残高	607	608

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、開示を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	41,048	20,669	18,467	10,536	90,721
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,032	127	—	2,863	4,023
顧客との契約から生じる収益	42,080	20,796	18,467	13,400	94,745
その他の収益	—	—	—	54	54
外部顧客への売上高	42,080	20,796	18,467	13,455	94,800

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	40,729	19,640	18,781	11,887	91,039
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,137	121	—	3,047	4,306
顧客との契約から生じる収益	41,867	19,762	18,781	14,935	95,346
その他の収益	—	—	—	66	66
外部顧客への売上高	41,867	19,762	18,781	15,002	95,413

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	25,440百万円	26,678百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	26,678	25,165
契約資産(期首残高)	761	35
契約資産(期末残高)	35	60
契約負債(期首残高)	189	280
契約負債(期末残高)	280	256

(注) 1. 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」及び「契約資産」に含まれており、契約負債は流動負債「その他」に含まれております。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される建築土木工事契約において、収益を認識したが未請求の作業に係る対価に関連するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主として建築土木工事契約において、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

2. 前連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、189百万円であります。当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、280百万円であります。

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,195百万円であります。当該履行義務は、環境関連事業に含まれる建築土木工事契約に関するものであり、期末日後1年以内に約47%、残り約53%はその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う単位となっているものであります。

当社グループは、主に紙の生産・加工・販売に関する事業を行っており、取り扱う紙製品の種類ごとに包括的な事業戦略を立案出来るように、事業本部制を採用し、委譲された権限の下、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、当該事業本部を基礎とした製品の種類別の事業セグメントから構成されており、「産業素材事業」、「特殊素材事業」、「生活商品事業」を報告セグメントとしております。また製紙以外の事業領域については「環境関連事業」を報告セグメントとしております。

「産業素材事業」は、主に段ボール・包装用紙などの原紙生産・加工・販売等及び売電事業を行っており、「特殊素材事業」は、特殊印刷用紙・特殊機能紙などの生産・加工・販売等を行っており、「生活商品事業」は、ペーパータオル・トイレットペーパーなどの生産・加工・販売等を行っております。「環境関連事業」は、当社保有の南アルプス社有林の有効活用を目的とした自然環境活用事業、当社サプライチェーンを起点としたリサイクルビジネスの拡大を目的とした資源再活用事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

また、セグメント間の内部振替高は、主に市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2、3
売上高							
外部顧客への 売上高	42,080	20,796	18,467	13,455	94,800	—	94,800
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,712	670	179	3,328	6,891	△6,891	—
計	44,793	21,467	18,646	16,783	101,692	△6,891	94,800
セグメント利益	1,089	1,638	532	529	3,790	137	3,928
セグメント資産	61,268	45,337	16,137	23,301	146,045	△6,608	139,436
その他の項目							
減価償却費	3,246	1,122	1,047	826	6,243	—	6,243
のれんの償却額	—	—	—	423	423	—	423
減損損失	—	717	—	—	717	—	717
持分法適用会社 への投資額	6,582	—	—	—	6,582	—	6,582
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	5,957	1,602	1,055	1,578	10,193	64	10,258

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2、3
売上高							
外部顧客への 売上高	41,867	19,762	18,781	15,002	95,413	—	95,413
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,600	526	211	3,087	6,426	△6,426	—
計	44,467	20,288	18,993	18,089	101,839	△6,426	95,413
セグメント利益	1,169	1,494	798	755	4,218	78	4,296
セグメント資産	62,279	45,704	15,160	24,013	147,157	△5,847	141,310
その他の項目							
減価償却費	3,459	1,101	1,074	970	6,607	—	6,607
のれんの償却額	—	—	—	475	475	—	475
減損損失	—	65	—	—	65	—	65
持分法適用会社 への投資額	6,658	—	—	—	6,658	—	6,658
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加	4,443	1,481	602	2,126	8,654	299	8,954

(注) 1 調整額の内容は以下のとおりです。

①セグメント利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社費用※	△11	△37
セグメント間取引消去等	149	116
合計	137	78

※特種東海製紙㈱での新規事業部門の費用であります。

②セグメント資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	93,096	97,013
セグメント間債権債務消去等	△99,704	△102,861
合計	△6,608	△5,847

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の資産（社内管理会計勘定を含む）であります。

③有形固定資産及び無形固定資産の増加額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産※	64	299
合計	64	299

※特種東海製紙㈱での本社管轄部門の設備投資額であります。

- 2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
- 3 当社の一般管理費の中で、各事業セグメントに対して共通にかかる費用については、社内配賦基準によって各事業セグメントへ配賦しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	36,058	産業素材事業

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する主なセグメント名
日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社	35,808	産業素材事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

セグメント情報にて同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(のれん)

(単位：百万円)

	産業素材事業	特殊素材事業	生活商品事業	環境関連事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	423	—	423
当期末残高	—	—	—	3,398	—	3,398

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(のれん)

(単位：百万円)

	産業素材事業	特殊素材事業	生活商品事業	環境関連事業	全社・消去	合計
当期償却額	—	—	—	475	—	475
当期末残高	—	—	—	2,923	—	2,923

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海 インダストリアルペーパー サプライ㈱	東京都 千代田区	350	紙製品等の 販売	(所有) 直接 35.0	紙製品等の販 売	紙製品等の販 売	36,058	売掛金	12,927

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日本東海 インダストリアルペーパー サプライ㈱	東京都 千代田区	350	紙製品等の 販売	(所有) 直接 35.0	紙製品等の販 売	紙製品等の販 売	35,808	売掛金	12,547

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2. 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社は日本東海インダストリアルペーパーサプライ㈱であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	日本東海インダストリアルペーパー サプライ㈱	
	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	68,089	67,536
固定資産合計	572	152
流動負債合計	50,054	48,923
固定負債合計	—	—
純資産合計	18,607	18,764
売上高	137,789	135,559
税引前当期純利益	6,309	3,412
当期純利益	4,381	2,347

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	2,253.87円	2,390.32円
1株当たり当期純利益	102.51円	125.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	102.13円	124.49円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,607	4,368
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	3,607	4,368
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,189	34,942
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	130	144
(うち新株予約権(千株))	(130)	(144)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 1. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 株式給付型E S O Pの信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度288千株)。

また、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度288千株)。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、2026年4月1日を効力発生日とし、当社の完全子会社である株式会社T Tトレーディングを吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

(吸収合併存続会社)

企業の名称 特種東海製紙株式会社

事業の内容 紙パルプ製造販売

(吸収合併消滅会社)

企業の名称 株式会社T Tトレーディング

事業の内容 紙、紙加工品販売

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

特種東海製紙株式会社を吸収合併存続会社とし、株式会社T Tトレーディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に基づく簡易合併、消滅会社においては同法第784条第1項に基づく略式合併に該当するため、いずれも株主総会の決議による承認を受けることなく行いました。

(4) 結合後企業の名称

特種東海製紙株式会社

(5) 企業結合の目的

当社グループは、中長期にわたり持続可能な企業価値向上を図るため、製紙事業と環境関連事業の両輪での成長を実現するべく事業ポートフォリオの変革を進めております。

その取り組みの一つとして、経営資源の集約・効率的な組織運営を図ると共に、特殊機能紙分野の更なる成長・拡大を目的として、主に特殊機能紙及び紙加工品の販売を行なっております株式会社T Tトレーディングを吸収合併することといたしました。

なお、株式会社T Tトレーディングの特殊機能紙専門商社としての機能は、当社特殊素材事業本部が引き継いで参ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2026年6月26日開催予定の当社第19回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしました。

I. 本制度の導入目的等

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

2. 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として、譲渡制限付株式又は譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2023年6月28日開催の当社第16回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額350百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における対象取締役の貢献度、役位等諸般の事項を総合的に勘案し、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の総額を、年額60百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

II. 本制度の概要

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

譲渡制限付株式の割当ては、当社取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）
- (2) 対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

①無償交付の場合

無償交付の場合は、譲渡制限付株式の発行又は処分に係る払込みは要しないが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等の額を算出し、当該算出された譲渡制限付株式に関する報酬等の額が上記の年額の範囲内となるようにする。

また、上記の譲渡制限付株式は、対象取締役が、下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として割り当てる。

②現物出資交付の場合

現物出資交付の場合は、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日におけ

る東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数45,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間を満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社取締役会が予め定める地位から退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式（現物出資交付）を、当社の執行役員および当社子会社の取締役に對し、割り当てる予定です。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
特種東海製紙㈱	第1回無担保社債 (私募債)	2018. 2. 28	210 (70)	140 (70)	0.45	なし	2028. 2. 29
トーエイ㈱	第8回無担保社債 (私募債)	2022. 2. 10	20 (10)	10 (10)	0.23	なし	2027. 2. 10
㈱貴藤	第1回無担保社債 (私募債)	2017. 1. 27	25 (10)	10 (10)	0.23	なし	2027. 1. 8
	第2回無担保社債 (私募債)	2022. 3. 10	50 (20)	30 (20)	0.40	なし	2027. 3. 10
合計	—	—	305 (110)	190 (110)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年 以内 (百万円)	2年超3年 以内 (百万円)	3年超4年 以内 (百万円)	4年超5年 以内 (百万円)
110	80	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	8,976	8,450	1.2	—
1年内返済予定の長期借入金	5,359	5,819	0.9	—
1年内返済予定のリース債務	102	99	1.0	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	14,351	12,028	1.0	2027年～2047年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	327	298	1.0	2027年～2043年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	29,297	26,696	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なおリース料に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているリース債務については平均利率の算定上含めておりません。

2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,937	3,322	2,107	718
リース債務	69	45	33	27

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	47,910	95,413
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	3,241	6,226
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	2,307	4,368
1株当たり中間 (当期) 純 利益 (円)	66.21	125.01

(注) 1. 当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間 (当期) 純利益を算定しております。

2. 株式給付型E S O Pの信託口が保有する当社株式を、「1株当たり中間 (当期) 純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当連結会計年度288千株)。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,984	654
売掛金	※ 7,293	※ 6,096
電子記録債権	333	220
商品及び製品	3,361	4,612
仕掛品	205	161
原材料及び貯蔵品	4,080	3,817
前払費用	92	84
関係会社短期貸付金	18,450	14,600
未収入金	※ 540	※ 638
その他	489	325
貸倒引当金	△26	△21
流動資産合計	37,805	31,190
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,831	3,777
構築物	682	659
機械及び装置	4,081	4,318
車両運搬具	10	10
工具、器具及び備品	313	334
土地	5,915	6,099
建設仮勘定	531	709
有形固定資産合計	15,364	15,910
無形固定資産		
借地権	20	20
ソフトウェア	49	68
その他	49	51
無形固定資産合計	120	140
投資その他の資産		
投資有価証券	7,262	10,417
関係会社株式	20,624	21,836
長期前払費用	97	55
関係会社長期貸付金	3,235	8,382
その他	499	502
貸倒引当金	△568	△611
投資その他の資産合計	31,151	40,582
固定資産合計	46,636	56,633
資産合計	84,441	87,823

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 1,596	※ 1,325
短期借入金	6,900	5,550
1年内返済予定の長期借入金	2,607	3,207
1年内償還予定の社債	70	70
未払金	267	207
未払費用	※ 903	※ 983
未払法人税等	601	59
預り金	※ 1,092	※ 1,698
事業構造改善引当金	385	—
その他	※ 20	※ 137
流動負債合計	14,444	13,240
固定負債		
社債	140	70
長期借入金	7,675	7,275
長期末払金	77	77
長期預り金	3	3
繰延税金負債	89	1,336
退職給付引当金	484	399
環境対策引当金	47	47
関係会社事業損失引当金	28	31
資産除去債務	121	121
その他	7	4
固定負債合計	8,674	9,368
負債合計	23,118	22,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,485	11,485
資本剰余金		
資本準備金	3,985	3,985
その他資本剰余金	27,613	27,723
資本剰余金合計	31,599	31,708
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	82	66
特定災害防止準備金	25	26
繰越利益剰余金	20,404	22,089
利益剰余金合計	20,512	22,182
自己株式	△4,723	△4,834
株主資本合計	58,873	60,541
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,311	4,511
繰延ヘッジ損益	0	△0
評価・換算差額等合計	2,311	4,511
新株予約権	138	162
純資産合計	61,322	65,215
負債純資産合計	84,441	87,823

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	※1 21,994	※1 20,691
売上原価	※1 17,291	※1 15,843
売上総利益	4,703	4,847
販売費及び一般管理費	※2 3,683	※2 3,987
営業利益	1,020	859
営業外収益		
受取利息	※1 169	※1 274
受取配当金	※1 3,265	※1 2,019
受取賃貸料	※1 177	※1 179
業務受託手数料	※1 359	※1 368
その他	※1 137	※1 111
営業外収益合計	4,108	2,953
営業外費用		
支払利息	※1 121	※1 199
賃貸費用	72	68
その他	15	14
営業外費用合計	209	282
経常利益	4,919	3,530
特別利益		
固定資産売却益	※3 100	※3 0
投資有価証券売却益	800	—
事業構造改善引当金戻入額	—	141
特別利益合計	901	141
特別損失		
固定資産売却損	※4 2	—
固定資産除却損	※5 13	※5 7
減損損失	※6 717	※6 65
関係会社株式評価損	33	—
貸倒引当金繰入額	※7 156	※7 37
事業構造改善費用	※8 620	—
関係会社事業損失引当金繰入額	28	3
その他	69	—
特別損失合計	1,641	114
税引前当期純利益	4,179	3,558
法人税、住民税及び事業税	572	147
法人税等調整額	△83	289
法人税等合計	489	436
当期純利益	3,690	3,121

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	28,629	32,615	100	24	18,257	18,382	△5,089	57,392
当期変動額										
剰余金の配当							△1,533	△1,533		△1,533
当期純利益							3,690	3,690		3,690
自己株式の取得									△672	△672
自己株式の処分			△1	△1					24	22
自己株式の消却			△1,014	△1,014					1,014	－
株式給付信託に対する自己株式の処分										－
株式給付信託による自己株式の取得										－
固定資産圧縮積立金の取崩					△17		17	－		－
特定災害防止準備金の積立						1	△1	－		－
分割型の会社分割による減少							△26	△26		△26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	△1,015	△1,015	△17	1	2,146	2,130	366	1,480
当期末残高	11,485	3,985	27,613	31,599	82	25	20,404	20,512	△4,723	58,873

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,476	△0	2,475	144	60,013
当期変動額					
剰余金の配当					△1,533
当期純利益					3,690
自己株式の取得					△672
自己株式の処分					22
自己株式の消却					－
株式給付信託に対する自己株式の処分					－
株式給付信託による自己株式の取得					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
特定災害防止準備金の積立					－
分割型の会社分割による減少					△26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△164	0	△164	△6	△170
当期変動額合計	△164	0	△164	△6	1,309
当期末残高	2,311	0	2,311	138	61,322

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	特定災害防止準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	11,485	3,985	27,613	31,599	82	25	20,404	20,512	△4,723	58,873
当期変動額										
剰余金の配当							△1,452	△1,452		△1,452
当期純利益							3,121	3,121		3,121
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分										—
自己株式の消却										—
株式給付信託に対する自己株式の処分			109	109					327	436
株式給付信託による自己株式の取得									△436	△436
固定資産圧縮積立金の取崩					△16		16	—		—
特定災害防止準備金の積立						0	△0	—		—
分割型の会社分割による減少										—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	109	109	△16	0	1,685	1,669	△110	1,668
当期末残高	11,485	3,985	27,723	31,708	66	26	22,089	22,182	△4,834	60,541

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,311	0	2,311	138	61,322
当期変動額					
剰余金の配当					△1,452
当期純利益					3,121
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					—
自己株式の消却					—
株式給付信託に対する自己株式の処分					436
株式給付信託による自己株式の取得					△436
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特定災害防止準備金の積立					—
分割型の会社分割による減少					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,200	△0	2,199	24	2,224
当期変動額合計	2,200	△0	2,199	24	3,893
当期末残高	4,511	△0	4,511	162	65,215

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
- 2 デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
- 3 棚卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定額法
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～38年
構築物	10～15年
機械及び装置	3～12年
車両運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	4～8年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法
ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 - (4) 長期前払費用
定額法
- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。
 - (3) 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。
 - (4) 事業構造改善引当金
特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用の見積額を計上しております。
 - (5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

当社は産業素材事業、特殊素材事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきましては電力供給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベートなどの変動対価を控除した金額で算定しております。なお、重要な変動対価の見積りはありません。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に購入が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	—
繰延税金負債	89	1,336

(注) 当事業年度の繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は717百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積って

おります。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	15,364	15,910
無形固定資産	120	140
減損損失	717	65

(注) 前事業年度の減損損失は、三島工場第二製造部加工、岐阜工場、三島工場ディーゼル発電設備、島田工場フィブリックに係る金額を上表に記載しております。

当事業年度の減損損失は、三島工場第二製造部加工に係る金額を上表に記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の金額を測定するうえでの使用価値による回収可能価額の算定に利用される将来キャッシュ・フローは、関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。

減損の兆候があると認められた三島工場第二製造部加工は、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価額の全額を減損損失として計上いたしました。が、将来の環境の変化などにより、その他の資産グループに減損の兆候があると認められた場合、当該環境の変化などが関連する事業の事業計画に及ぼす影響によっては、翌事業年度の財務諸表において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

3 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	20,624	21,836

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っております。上記の関係会社株式には、当該事業拡大の一環として行った、株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤に対する投資に係る分が含まれており、これらの帳簿価額は9,225百万円であります。

市場価格のない株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、投資先の会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たりの純資産額に比べて相当高い価額で当該投資先の会社の株式を取得した場合において、その後に超過収益力等が減少したために実質価額が著しく低下したときには、当該投資先の会社に対する投資について評価損の認識が必要となります。

当事業年度末において、上記3社に対する投資の実質価額は著しく低下しておらず、評価損の認識は不要と判断しておりますが、買収時点で見込んでいた事業計画が大きく未達となる等、当該事業計画の前提となった経営環境等に伴って超過収益力が毀損した場合には、翌事業年度において投資の評価損の認識が必要となる可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示していた「電子記録債権」は、明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において流動資産の「受取手形」に表示していた333百万円は、「電子記録債権」として組替えております。

(追加情報)

(株式付与E S O P信託の導入)

連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債（区分表示したものを除く）は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	4,187百万円	499百万円
短期金銭債務	1,914	2,385

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	10,807百万円	2,987百万円
仕入高	1,725	1,985
営業取引以外の取引高	3,670	2,450

※ 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度17%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度83%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
製品運送諸掛	511百万円	459百万円
販売諸掛	22	17
給料手当	654	771
退職給付費用	54	41
支払地代家賃	186	182
減価償却費	147	153
研究開発費	361	348

※ 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	68百万円	-百万円
機械及び装置	0	-
車両運搬具	2	-
工具、器具及び備品	-	0
土地	30	-
計	100	0

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	0百万円	-百万円
機械及び装置	0	-
土地	1	-
計	2	-

※5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	0百万円	0百万円
構築物	2	0
機械及び装置	5	1
車両運搬具	0	0
工具、器具及び備品	0	0
撤去費その他	4	4
計	13	7

※6 減損損失は次のとおりであります。

前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、構築物、 機械及び装置	70百万円
岐阜県岐阜市 (岐阜工場)	紙製造設備	借地権	3百万円
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場 ディーゼル発電設備)	紙製造設備	機械及び装置	31百万円
静岡県島田市向島町 (島田工場フィブリック)	紙製造設備	建物、機械及び装置、 車両運搬具、 工具、器具及び備品	612百万円

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していること、また、同事業の岐阜工場では、特に印刷情報メディア用途における需要減少が継続していることに伴い、それぞれ回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工及び岐阜工場の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

同事業の三島工場ディーゼル発電設備は、当事業年度において遊休設備とする意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場ディーゼル発電設備の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

同事業の島田工場フィブリックは、当事業年度において用途を転用するという意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。島田工場フィブリックの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

減損損失の主な内訳は、建物143百万円、構築物5百万円、機械及び装置564百万円、工具、器具及び備品1百万円、借地権3百万円であります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、機械及び装置 工具、器具及び備品	65百万円

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

特殊素材事業の三島工場第二製造部加工では、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等によって需要が大幅に減少していることに伴い、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、予算を基礎としております。

減損損失の主な内訳は、機械及び装置63百万円、工具、器具及び備品2百万円であります。

※7 貸倒引当金繰入額は次のとおりであります。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社関係会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社関係会社に対する貸付金に対して貸倒引当金を計上したものであります。

※8 事業構造改善費用は次のとおりであります。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の特殊紙事業の生産体制集約に伴う岐阜工場の閉鎖に係る撤去及び処分等の費用を計上したものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	19,882	21,094
関連会社株式	741	741

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	122百万円	138百万円
減損損失	869	688
退職給付引当金	171	147
投資有価証券評価損	76	76
関係会社株式評価損	793	793
減価償却超過	272	272
株式報酬費用	42	50
資産除去債務	37	37
その他	2,819	2,676
繰延税金資産小計	5,205	4,881
評価性引当額	△4,191	△4,163
繰延税金資産合計	1,014	717
繰延税金負債との相殺	△1,014	△717
繰延税金資産純額	—	—
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	151	144
その他有価証券評価差額金	922	1,880
その他	29	28
繰延税金負債合計	1,103	2,054
繰延税金資産との相殺	△1,014	△717
繰延税金負債純額	89	1,336

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.0%	30.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△22.0	△14.6
住民税均等割	0.2	0.3
評価性引当額の増減	4.3	△0.2
試験研究費等税額控除	△0.9	△2.6
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.1	△0.4
その他	0.1	△0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.7	12.3

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針） 6 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略しております。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	3,831	209	0 (0)	262	3,777	11,474
	構築物	682	20	0	42	659	2,320
	機械及び装置	4,081	984	65 (63)	681	4,318	34,732
	車両運搬具	10	3	0	3	10	173
	工具、器具及び備品	313	102	2 (2)	78	334	2,671
	土地	5,915	187	3	—	6,099	—
	建設仮勘定	531	2,115	1,937	—	709	—
	計	15,364	3,623	2,008 (65)	1,069	15,910	51,372
無形 固定資産	借地権	20	—	—	—	20	—
	ソフトウェア	49	40	—	21	68	425
	その他	49	43	41	0	51	115
	計	120	83	41	21	140	540

(注) 1 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

2 当期増減額のうち主なものは次のとおりであります。

(単位：百万円)

建物	増加額	三島工場運動公園テント倉庫建設	91
機械及び装置	増加額	三島工場15号抄紙動力システム更新	149
工具、器具及び備品	増加額	三島工場熱量測定装置設置	20
土地	増加額	岐阜工場跡地借地購入	187
建設仮勘定	増加額	三島工場13号BM計更新	67
機械及び装置	減少額	三島工場第二製造部加工減損損失	63
工具、器具及び備品	減少額	三島工場第二製造部加工減損損失	2
建設仮勘定	減少額	三島工場12号ハイエストフィルタ更新	49

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	594	64	26	632
事業構造改善引当金	385	—	385	—
環境対策引当金	47	—	—	47
関係会社事業損失引当金	28	3	—	31

- (注) 1. 貸倒引当金の当期増加額は、子会社への貸付金等に対するものであります。
 2. 貸倒引当金の当期減少額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
 3. 事業構造改善引当金の当期減少額は、岐阜工場解体工事完了によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告 電子公告掲載URL https://www.tt-paper.co.jp ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	(注) 2

(注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

(注) 2. 株主に対する特典は、次のとおりであります。

割当基準日	保有期間(注) 3	保有株式数	優待内容
毎年3月末日	3年未満	300株以上900株未満	図書カード(1,000円)
		900株以上	選択制 1. トイレットペーパー (@12ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×12個)
	3年以上	300株以上900株未満	選択制 1. トイレットペーパー (@12ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×12個)
		900株以上	選択制 1. 高級トイレットペーパー (@12ロール×8パック) 2. タウパー・ポップペーパー (Mサイズ@200枚×18個)

(注) 3. 3年以上の保有期間とは、直近の3月31日を基準として遡り、同じ株主番号で3月末および9月末時点の当社株主名簿に、7回以上連続で記載または記録されていることとします。なお、相続やお預けの証券会社を変更した場合などにより株主番号が変更になった場合は、その直後の基準日より起算いたします。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第18期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月24日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第19期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年9月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（当社完全子会社の吸収合併の決議）に基づく臨時報告書

であります。

2025年11月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（従業員向けESOP信託制度の導入および同信託への自己株式の処分の決議）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	特種東海製紙株式会社
【英訳名】	Tokushu Tokai Paper Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 木村 隆志
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県島田市向島町4379番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 社長執行役員 木村隆志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社8社・持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、売上高の他に営業利益、経常利益、税引前当期純利益の水準も十分に考慮し検討を行った結果、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いた。各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね3分の2に達している3事業拠点（特種東海製紙株式会社、新東海製紙株式会社、株式会社トライフ）に加えて、質的影響等を考慮した1事業拠点（日本東海インダストリアルペーパーサプライ株式会社）を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の主たる事業の経営成績・財政状態を判断するために重要と着目する勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（減損会計、繰延税金資産等に係る業務プロセス）を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會田 浩二

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

環境関連事業セグメントにおけるのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>特種東海製紙株式会社（以下「会社」という。）の連結貸借対照表において、のれん2,923百万円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っている。上記ののれんは、当該事業拡大の一環として行った、株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤の取得により生じたものであり、買収時点において期待された各社の将来の事業展開による超過収益力が反映されている。</p> <p>のれんは規則的に償却されるが、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上される。</p> <p>減損の兆候には、営業活動から生ずる損益等が継続してマイナスとなっている場合のほか、事業に関連する経営環境の著しい悪化が生じた場合、あるいはそのような見込みがある場合等が含まれる。会社は、当連結会計年度において、いずれの子会社に係るのれんについても減損の兆候はないと判断しているが、各子会社が営む廃棄物処理等の事業は、労務費などのコスト上昇や廃棄物の発生減少等の環境変化の影響を受けている。このため、各社の買収時以降の経営環境の変化やその見込み等に関する判断が、のれんの減損の兆候の有無の判定に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、環境関連事業セグメントにおけるのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、環境関連事業セグメントにおけるのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>経理責任者による承認等、のれんの減損の兆候の有無の判定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>（２）減損の兆候に関する判断の妥当性の検討</p> <p>のれんの減損の兆候の有無の判定に関連する、買収の対象となった環境関連事業セグメントの各子会社の買収時以降の経営環境の変化やその見込み等に関する経営者の判断の妥当性を検討するため、以下を含む手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各子会社の買収時の事業計画とその後の実績とを比較するとともに、両者の差異の要因について、環境関連事業の責任者に質問した。 ●会社の取締役会議事録、決裁申請書及び各子会社の取締役会議事録を閲覧した。 ●各子会社の翌連結会計年度の予算又は翌連結会計年度以降の中期計画を閲覧するとともに、当該予算又は中期計画の作成前提について、環境関連事業の責任者に質問した。 ●廃棄物処理等の事業に関する業界情報を独自に入手し、その内容と上記の手続から得られた各子会社の経営環境に関する会社の理解との整合性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事

項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないとは判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、特種東海製紙株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、特種東海製紙株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

特種東海製紙株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 會田 浩二

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている特種東海製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海製紙株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

買収により取得した環境関連事業を営む子会社の株式の評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>特種東海製紙株式会社（以下「会社」という。）の貸借対照表において、関係会社株式21,836百万円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、環境関連事業を新たなコア事業と位置づけ、経営資源を重点的に投入して事業拡大を図っている。上記の関係会社株式のうち9,225百万円は、当該事業拡大の一環として取得した、環境関連事業を営む子会社である株式会社駿河サービス工業、トーエイ株式会社及び株式会社貴藤の株式の帳簿価額の合計であり、当該金額は総資産の10.5%を占めている。</p> <p>市場価格のない関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされるが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額される。企業買収において、被買収会社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で株式を取得した後、超過収益力等が減少したために実質価額が大幅に低下した場合にも、同様の減額が必要となる。</p> <p>上記の子会社3社の株式は取得原価で評価されており、当該取得原価には、買収時点において期待された各子会社の将来の事業展開による超過収益力が反映されているが、各子会社が営む廃棄物処理等の事業は、労務費などのコスト上昇や廃棄物の発生減少等の環境変化の影響を受けている。このため、各子会社の買収時以降の経営環境の変化等に伴う超過収益力の毀損の有無に関する判断が、各子会社の株式の評価に影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、買収により取得した環境関連事業を営む子会社の株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、買収により取得した環境関連事業を営む子会社の株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各子会社の株式の評価における実質価額の算定にあたり、各子会社の超過収益力がどのように反映されているかを理解した。そのうえで、当該超過収益力の金額が、各子会社の株式の実質価額が著しく低下しているか否かの判定に及ぼす影響について検討した。 ●各子会社の超過収益力の毀損の有無を検討するため、次の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表の監査報告書の監査上の主要な検討事項として記載されている、「環境関連事業セグメントにおけるのれんの減損の兆候に関する判断の妥当性」に対する監査上の対応から得られた監査証拠を考慮した。 ・各子会社の株式取得時に会社が入手した外部の専門家による株式価値算定書において選定された類似企業の直近の財務情報及び市場情報を利用して、各子会社の超過収益力を分析した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。